

第3次鎌ヶ谷市
男女共同参画計画
(かがやきプラン)

令和3年度～令和8年度

令和3年2月

はじめに

平成 11 年 6 月に施行された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けています。そして、国及び地方公共団体や国民が果たすべき役割について、基本的な枠組みを定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目指しています。

本市におきましては、平成 14 年度に「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を、平成 22 年度に「鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組みを進めてまいりました。

その結果、令和元年度における市の女性管理職の割合が県内 37 市中 1 位となり、審議会等における女性委員の割合も改善するなど一定の成果が表れているところです。

しかし、女性の就労問題、男性の家庭や地域への参画、性の多様性などの新たな課題や従来の施策の見直しが必要となっており、これまでの成果と課題を踏まえつつ、男女共同参画施策をより一層推進していくため、第 3 次鎌ヶ谷市男女共同参画計画を策定いたしました。

今後、男女共同参画社会の実現のため、家庭、職場、学校、地域などあらゆる分野におきまして、市民、事業者の皆様と協働して取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 2 月 鎌ヶ谷市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 男女共同参画に関する動き…………… 1
- 3 鎌ヶ谷市の現状…………… 6
- 4 これまでの成果と課題…………… 8

第2章 計画の基本的考え方

- 1 計画の位置付け……………17
- 2 計画の名称及び愛称……………17
- 3 計画の期間……………19
- 4 基本理念……………20
- 5 基本目標……………20
- 6 計画の体系……………21

第3章 施策の内容

- 目標Ⅰ** 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり……………24
- 目標Ⅱ** 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり……………37
- 目標Ⅲ** 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり……………50

第4章 推進体制

- 1 計画の着実な推進……………59
- 2 庁内体制の充実……………61
- 3 男女共同参画推進センターの機能充実……………61

資料編

- 1 計画の策定経過……………64
- 2 鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会設置要綱……………65
- 3 鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会委員名簿……………66
- 4 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会設置要綱……………67
- 5 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会委員名簿……………68
- 6 鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議設置規程……………70
- 7 男女共同参画社会基本法……………72
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……………77
- 9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………89
- 10 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律……………100

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 男女共同参画に関する動き
- 3 鎌ヶ谷市の現状
- 4 これまでの成果と課題

1 計画策定の趣旨

鎌ケ谷市では、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策を計画的・体系的に進めるため、平成 14 年度に「鎌ケ谷市男女共同参画計画」を、その後、平成 22 年度には、令和 2 年度までを計画期間とする「鎌ケ谷市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画施策を推進してきました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の進展、高度情報化やグローバル化などによるライフスタイルや価値観の多様化など、市民を取り巻く環境や社会情勢に大きな変化が生じている中で、政策・方針決定過程への女性の参画、家庭生活への男性の参加、また、女性の就労継続・再就職、深刻化するパートナーに対する暴力などの課題が依然として残っています。

さらに、性の多様性や男女共同参画の視点を踏まえた防災対策など新たな課題への対応が必要となっています。

今回、「鎌ケ谷市男女共同参画推進計画」が令和 2 年度に終了することを受けて、従来の施策の見直しや国の基本計画等を踏まえて、これらの課題に対応した新しい計画「第 3 次鎌ケ谷市男女共同参画計画」を策定するものです。

2 男女共同参画に関する動き

(1) 世界の動き

- ・国際連合（以下「国連」という。）は、①男女平等の促進、②経済・社会・文化の発展への女性参加の確保、③国際友好と世界平和に対する女性の貢献の重要性を認識し、昭和 50 年に「国際婦人年」を設け、昭和 51 年から昭和 60 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」として「平等・発展・平和」を目標に掲げ、女性の地位の向上のための様々な取組みを展開しています。
- ・昭和 54 年、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。また、「国連婦人の 10 年」最終年の昭和 60 年には「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
- ・平成 5 年、世界人権会議で「女性に対する暴力撤廃宣言」が行われ、平成 7 年の第 4 回世界女性会議において、平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

- ・平成 12 年、国連特別総会「女性 2000 年会議」では、ミレニアム開発目標 (MDGs) が設定され、目標 3 に「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」が掲げられました。
- ・第 4 回世界女性会議から 10 年目に当たる平成 17 年、第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
- ・平成 22 年、国連「北京+15」記念会合において、国連グローバル・コンパクト (UNCC) と UNIFEM (現 UN Women) が女性のエンパワーメント原則を共同で発表し、平成 23 年に、UN Women が正式に発足しました。
- ・平成 24 年、第 56 回国連婦人の地位委員会において、日本が提出した決議案「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。
- ・平成 27 年、国連「北京+20」記念会合が開催されるとともに、第 3 回国連防災世界会議 (仙台) において「仙台防災枠組」が採択されました。また、国連本部で開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)」が採択されました。

(2) 国の動き

- ・国際婦人年世界会議で採択された「世界行動計画」を受け、国は昭和 52 年「国内行動計画」を策定し、男女平等社会に向けた法制度の整備等の取組みを開始しました。
- ・昭和 59 年に「国籍法」(昭和 25 年法律第 147 号) の改正、昭和 60 年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和 47 年法律第 113 号) の公布が行われ、「女子差別撤廃条約」を批准しました。
- ・昭和 62 年、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、昭和 63 年には女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審議が行われました。
- ・平成 3 年、「育児休業等に関する法律」(平成 3 年法律第 76 号) が公布され、平成 7 年には、介護休業制度を育児休業に盛り込む改正が行われました。
- ・平成 6 年、ナショナル・マシーナリー (国の機関・機構・組織) として男女共同参画室・男女共同参画審議会・男女共同参画推進本部が設置されました。

- ・平成 11 年、「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。平成 12 年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、平成 13 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）が施行されました。
- ・平成 15 年、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年法律第 133 号）及び「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）が公布、施行されました。
- ・平成 17 年、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定。「女性の再チャレンジプラン」が策定され、平成 19 年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
- ・平成 22 年、APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合が東京で開催。「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- ・平成 23 年 6 月に成立した「東日本大震災復興基本法」（平成 23 年法律第 76 号）を受け、7 月に策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」に、「男女共同参画の視点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する」ことが基本的考え方として明記されました。
- ・平成 24 年に発足した復興庁に男女共同参画班が設置されました。また、内閣府男女共同参画局は、平成 25 年に「男女共同参画の視点からの防災指針」を、令和 2 年には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表しています。
- ・平成 25 年、若者・女性活躍フォーラムを開催。平成 26 年には「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2014）が開催されました。
- ・平成 27 年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）が公布・施行され、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- ・平成 29 年、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を伴う刑法改正が行われました。
- ・平成 30 年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 28 号）公布、施行。「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」が策定されました。

- ・令和2年、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 千葉県の動き

- ・昭和52年、「千葉県婦人問題行政連絡協議会」が設置されました。
- ・昭和56年、「千葉県婦人施策推進総合計画」が策定されるとともに、千葉県青少年女性会館が開設されました。
- ・平成3年、「さわやかちば女性プラン」が策定されました。
- ・平成8年、「ちば新時代女性プラン」が策定されるとともに、千葉県女性センターが開設されました。
- ・平成12年、「青少年女性課女性政策室」を「男女共同参画課」に改組。
平成13年、「千葉県男女共同参画計画」が策定されました。
- ・平成14年、DV防止法に基づく千葉県女性サポートセンターが開設されました。
- ・平成18年、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」、「千葉県男女共同参画計画（第2次）」が策定されました。
- ・平成23年、「第3次千葉県男女共同参画計画」、平成28年には「第4次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。
- ・令和3年、「第5次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。

(4) 鎌ヶ谷市の動き

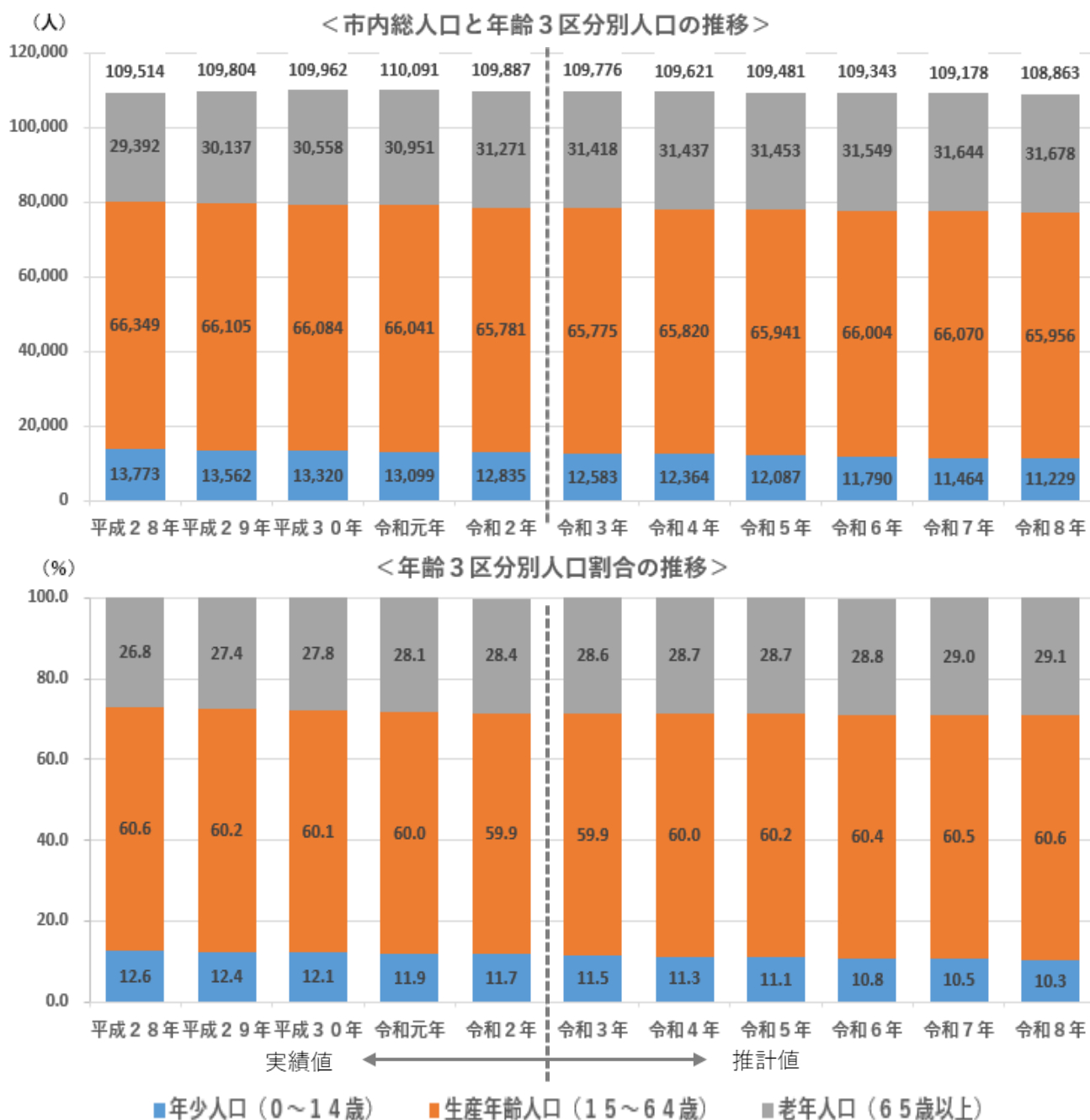
- ・平成3年、「婦人問題の研究に関すること」を行政業務として事務分掌に位置付けました。
- ・平成4年、「女性施策調査研究プロジェクトチーム」を設置し、調査研究を行い、女性施策推進のための提言を行いました。
- ・平成10年、「かまがや女性プラン懇話会」を設置し、鎌ヶ谷市の男女共同参画の必要性や施策の方向性について提言を行いました。
- ・平成13年、鎌ヶ谷市総合基本計画に「男女共同参画社会づくり」を市が取り組んで行くべき施策として位置付けました。
- ・平成15年、「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を策定し、鎌ヶ谷市の男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進する体制を整えるとともに、同年4月に、同計画を推進する組織として、市長公室企画政策課に男女共同参画室を新設しました。また、鎌ヶ谷市の男女共同参画計画の推進について広く意見を求めるため、学識経験者、公募市民や関係団体代表者などで構成する「鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会」を発足しました。
- ・平成18年、「鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター」を設置し、鎌ヶ谷市の男女共同参画推進拠点を整備しました。
- ・平成20年4月、組織改正により男女共同参画室を市民生活部市民活動推進課に事務移管しました。
- ・平成22年、第2次にあたる「鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画」を策定しました。
- ・平成26年、「鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター」を生涯学習推進センターから、きらり鎌ヶ谷市民会館へ移転しました。
- ・令和3年、「第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を策定しました。

3 鎌ヶ谷市の現状

(1) 市内総人口と年齢3区分別人口の推移

市内総人口は、平成28年以降微増し続け、令和元年に11万人を達成しています。しかし、最新の人口推計（令和2年10月1日基準）によると、今後は微減し、6年後の令和8年には108,863人まで減少する予測となっています。

一方、年齢3区分別人口割合は、年少人口が年々減少し、老年人口が年々増加傾向となっています。

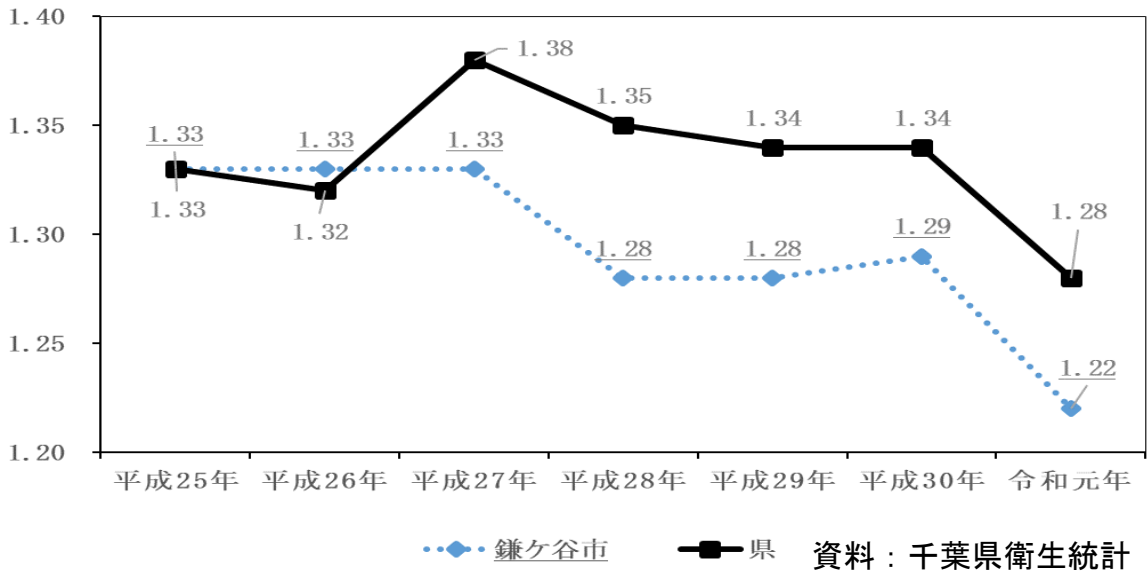


実績値資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

推計値資料：鎌ヶ谷市人口推計（令和2年10月1日基準）

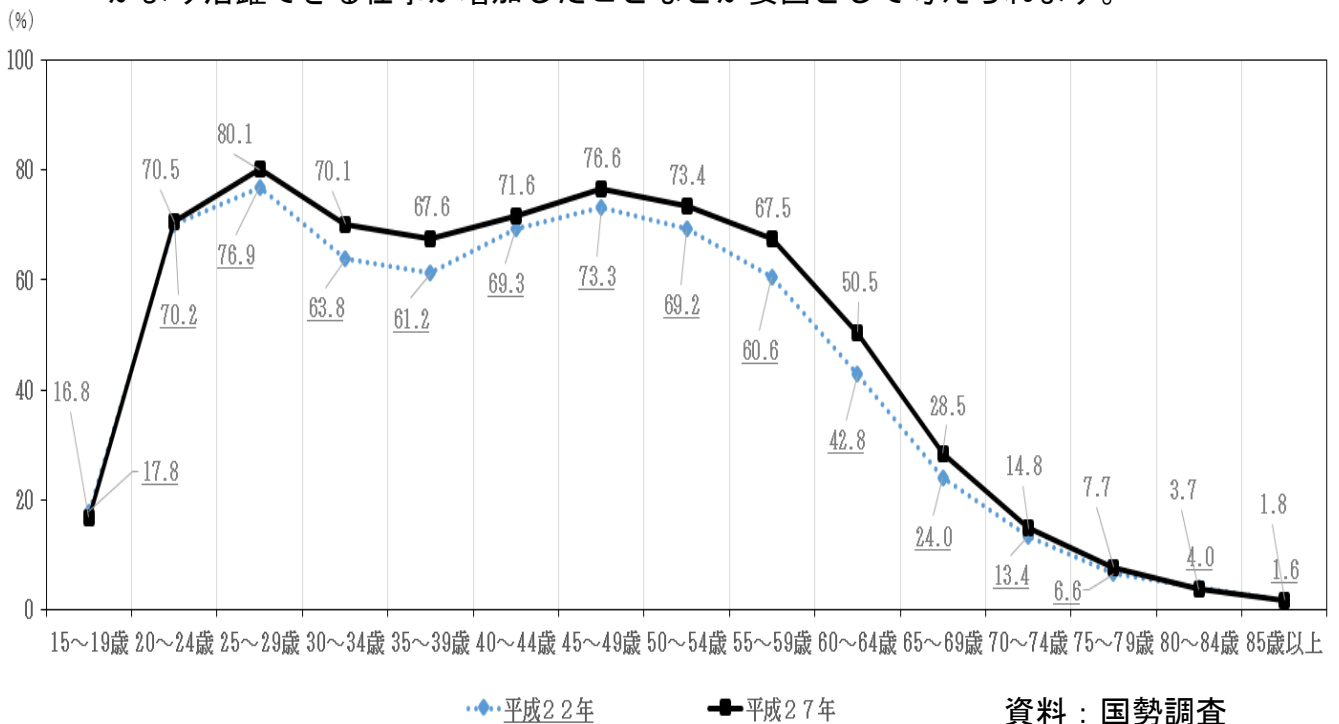
(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成27年までは1.33となっていました。平成28年から平成29年にかけて減少し、令和元年は1.22で千葉県より下回っています。



(3) 女性の労働力率の推移

鎌ヶ谷市における女性の労働力率について、平成22年と平成27年を比較すると20～79歳においては平成22年より増加しており、30歳代と50～60歳代の増加幅が大きいことがわかります。また、女性が出産や育児等によって職を離れ、30代を中心に働く女性が減少する「M字カーブ現象」については、改善されつつあり、「産休・育休・介護休暇」、「フレックス制」や「時短勤務」など、様々な働き方が推奨されるようになったことや社会情勢が変化することで、女性がより活躍できる仕事が増加したことなどが要因として考えられます。



4 これまでの成果と課題

鎌ケ谷市では、平成 14 年度に男女共同参画計画を策定し、これまで様々な男女共同参画施策を推進してきました。この間、鎌ケ谷市の管理職や審議会等において、女性の視点を市政に取り入れるため、積極的に女性登用を推進するとともに、市の主催事業は、原則、一時預かり保育を実施するなど、女性や子育て世代が市政等に参画しやすい環境づくりを推進してきました。また、女性の就労支援を目的とした講座の受講により、実際に就職に結びついた方がいるなど、このような取り組みにより、男女共同参画を推進してきたところです。

一方で、令和元年度に鎌ケ谷市が実施した男女共同参画推進に関するアンケートの結果（P 12.13 参照）では、性別による固定的役割分担意識、政策・方針決定過程への女性の参画、家庭生活への男性の参加、また、深刻化するパートナーに対する暴力などの課題が依然として残っており、改善していく必要があります。

<成果>

（1）鎌ケ谷市の女性管理職比率

女性が働きやすく活躍できる環境づくりに向け、鎌ケ谷市では、平成 27 年 9 月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画策定指針」を踏まえ、職員の採用から管理職の登用に至るあらゆる段階において取り組みを進めており、性別にとらわれない公正な人事評価に基づく成績主義の原則により、管理職への女性の登用拡大に努めています。

市管理職に占める女性の割合は、組織の見直しや定年退職等により、平成 28 年度から数値が下がっていますが、国の第 4 次男女共同参画基本計画が令和 2 年度の数値目標を 20%としている中で、鎌ケ谷市では 21.8%と、1.8 ポイント上回っており、県内の 37 市中 1 位（※）となっています。

さらに、令和元年度には、市制施行（昭和 46 年 9 月）以降はじめて女性職員を部長職に 2 人（部長相当職を含めると計 3 人）登用するなど、積極的に女性職員の管理職登用を推進しています。

【鎌ケ谷市の女性管理職比率】

単位（%）

H27	H28	H29	H30	R1
24.2	28.0	24.7	21.2	21.8

※資料 内閣府男女共同参画局HP「市町村女性参画状況見える化マップ」

鎌ケ谷市は、H28 から R 1 まで 4 年連続県内 37 市中 1 位

(2) 審議会等の女性委員比率

毎年度当初、審議会等の女性委員比率を庁内全体で情報共有するとともに、女性委員の登用促進について積極的に働きかけを行っています。

また、委員改選時期における女性委員候補者の選定について、各課からの相談に応じるなど、女性委員の登用を推進しています。

【審議会等の女性委員比率】

単位 (%)

H27	H28	H29	H30	R1
27.5	28.3	28.3	26.5	29.6

※前計画策定時 (H21) 22.1% → 令和元年度 (R1) 29.6%

(3) 市の主催事業に伴う一時預かり保育の実施

平成 24 年 3 月に「男女共同参画の視点での保育活用指針」を定め、審議会や研修、講座などの市の主催事業については、一時預かり保育を原則とするなど、女性や子育て世代が市政等に参画しやすいよう改善を図っています。

また、一時預かり保育に係る保険料について、参加者の負担軽減のため、平成 27 年度から全額市の負担に変更しています。

さらに、令和 2 年度から市主催事業に係る一時預かり保育の人数の上限をこれまでの 5 人から 1 日最大 10 人に拡大し、より参画しやすい環境づくりを推進しています。

(4) 女性のための就労支援

平成 27 年度から女性のための就労支援の一環として、履歴書に記載できるパソコン検定 3 級のスキルを身に付ける就職促進支援事業を実施しています。

毎年、本講座を契機に就職している方もおり、一定の成果を上げています。

単位 (人)

	H27	H28	H29	H30	R1
受講者数	19	20	14	14	23
就職した人数 (※)	6	5	2	4	6

※年度末のアンケート調査で把握

(5) 職員等に対する研修・啓発

①職員研修の実施

男女共同参画における意識向上や理解促進を目的とした職員研修を実施しています。

- ・男女共同参画研修（対象：新規採用職員等）
- ・男女共同参画研修（対象：管理職）
- ・DV被害者対応職務関係者研修
（対象：DV被害者関係機関（学校・保育園・幼稚園等含む））
- ・マタニティ・ハラスメント研修（対象：主査職等）

②職員のための表現ガイドの周知

広報紙やホームページ等による情報発信や窓口での対応等の際に、男女共同参画の視点から留意すべき点をまとめた「職員のための表現ガイド」を作成し、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、多様性を尊重した対応や表現を用いるよう庁内全体に周知しています。

この表現ガイドは、平成19年10月に作成し、社会の変化や価値観の多様化等を踏まえて、鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会で検討し、平成25年3月、平成27年3月及び平成31年3月に改定しています。

(6) 男女共同参画推進センターの設置

男女共同参画推進拠点としての機能を有した「鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター」を平成18年10月に開所しています。

同センターでは、センター主催事業による学習機会の提供や国・県等の講座などの情報提供を行うとともに、男女共同参画関係団体との連携を図り、協働事業を行っています。また、男女共同参画に関する図書やミーティングスペースの貸出（無料）を行うなど市民の自主的活動の場として重要な拠点であり、このような施設は、令和2年度時点で、県内に13施設（県1、市12）のみとなっています。

【男女共同参画推進センターの利用者数】

単位（人）

H27	H28	H29	H30	R1
4,847	5,010	5,977	6,256	5,251

【男女共同参画推進センター主催事業の参加者数】

単位（人）

H27	H28	H29	H30	R1
1,513	1,407	1,836	2,358	2,112

(7) 「女性のための相談」窓口の設置

女性が抱える様々な問題について悩む方のために、男女共同参画の視点を備えた女性のカウンセラーによる相談を行い、相談者が自らの問題を解決できるように支援する目的で、平成18年1月から開設するとともに、連絡先を記載した「相談カード」を公共施設や大型商業施設の女性用トイレ等に設置するなど、相談窓口の周知を行っています。なお、相談件数は、毎年140件前後で推移しています。

【相談件数】

単位（件）

H27	H28	H29	H30	R1
135	143	143	145	136

<相談カード>

家族のことや配偶者からの暴力など
あなたは悩んでいませんか？
ご利用ください。秘密は守ります。

女性のための相談 予約電話

047-445-1277

鎌ヶ谷市男女共同参画室

ご相談は無料です。（要予約）

女性のための相談

- 相談 日：原則毎週水曜日
- 相談 時間：9時30分から14時20分まで
(1回50分)
- 相談 員：専門の相談員がお受けします
- 相談 料：無料です
- 予 約：随時受付（平日8時30分～17時15分）

(表)

(裏)

(8) 中学生対象のデートDV予防セミナーの実施

平成18年度からDV予防啓発の一環として、中学校と連携し、相手を尊重する関係づくりに視点を置いた講座を実施しています。

なお、平成26年度からは、中学在学中に必ず1回受講できるよう、実施回数を年2回に増やしています。

【実施校】

H27	H28	H29	H30	R1
第四中学校	鎌ヶ谷中学校	第三中学校	第五中学校	第二中学校
第五中学校	第二中学校	第四中学校	鎌ヶ谷中学校	第三中学校 (※)

※新型コロナウイルスの影響により中止

<用語説明>

デートDV 恋人など交際相手からの暴力被害のこと。

(9) ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備

子どもを安心して産み育てられるよう仕事と子育ての両立支援策の一環として、民間保育所等の整備や放課後児童クラブの増設を進めています。

その結果、平成 27 年度から「待機児童ゼロ」を 6 年連続達成（毎年 4 月 1 日時点）するなど、子育て環境の充実を図っています。

【保育所等・放課後児童クラブの待機児童数】

単位（人）

H27	H28	H29	H30	R1	R2
0	0	0	0	0	0

※国基準

<課題>

(1) 法律及び国・県の計画との整合性 (P 17)

前計画は、男女共同参画社会基本法に基づく計画として策定しましたが、国は、この計画に加え、DV防止法や女性活躍推進法に基づく計画策定を市町村に求めており、今回の計画は、これらの3つの法律に基づいた一体的な計画として策定します。

なお、今回の計画に定める基本目標については、前計画では、8つの具体的な目標を掲げていましたが、令和元年度に実施した男女共同参画推進に関するアンケート調査（市民・事業所・市職員・市教員）の結果や国・県の計画との整合性、学識経験者、公募市民や関係団体代表者などで構成する「鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会」による意見を踏まえて、包括的な基本目標に変更します。

(2) アンケート結果等からの主な課題

今回の計画策定にあたっては、鎌ヶ谷市が抱える現状や課題などを把握するため、令和元年度に男女共同参画推進に関するアンケート調査（市民・事業所・市職員・市教員）を実施しています。

このアンケート結果等から、主に6つの課題が浮き彫りとなっており、これらを3つの基本目標に集約し、改善を図っていきます。

① 市民が男女平等と感じる割合が低い (P 25)

男女平等について、「社会全体」の分野において「男女平等で格差がない」と感じている方の割合が 14.7%、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている方が 70%を超えています。

② 性別による固定的役割分担意識の解消 (P 33)

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」とする方が 50.1%、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする方が 35.3%となっており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。

③ 性の多様性への理解 (P 33)

アンケート調査票の性別欄に「男性」・「女性」・「どちらでもない」の項目を設けたところ、回答者 1,176 人のうち 20 人が「どちらでもない」を選択しており、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の方への偏見が起きないような取組みが必要となっています。

④ 政策・方針決定過程への女性参画について目標未達成 (P 38)

鎌ヶ谷市の審議会等における女性委員割合について、令和元年度が 29.6%で、国が定める目標値 30%を達成していません。

⑤ 男性の家庭生活への参加が少ない (P 47)

家事、育児や介護などに携わる 1 日の平均時間について、男性が 2 時間台であるのに対し、女性が 7 時間で約 5 時間の差があり、女性が男性を大きく上回っています。

⑥ 深刻化するDV等への対応 (P 51)

配偶者等からの被害経験について、「これまでに身体的暴行を受けたことがある」女性の割合は 17.9%と、約 5 人に 1 人いることがわかります。また、この設問に対する無回答が、70 歳以上の女性において 31.1%と突出しており、女性がDV被害を訴えにくい状況が考えられます。

3つの基本目標

目標Ⅰ
人権尊重と
男女共同参画に向
けた意識づくり

目標Ⅱ
誰もが自らの意思
により、あらゆる分
野に参画できる環
境づくり

目標Ⅲ
誰もが安全・安心
に暮らせる社会づ
くり

○アンケートの調査対象や回収結果等について

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』

- (1) 調査対象 鎌ヶ谷市内に居住する 18 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）
- (2) 調査方法 調査票を各戸に郵送し、記入後アンケートを郵送にて回収
- (3) 調査時期 令和元年 10 月 9 日（水）から 10 月 31 日（木）まで
- (4) 回収結果 総回収数 1,177 人 有効回収数 1,176 人 有効回収率 39.2%

『令和元年度 男女共同参画推進に関する事業所アンケート調査』

- (1) 調査対象 常用雇用者 10 人以上の市内事業所から 300 事業所（無作為抽出）
総務省が保有する「事業所母集団情報」を活用
- (2) 調査方法 調査票を各事業所に郵送し、記入後アンケートを郵送にて回収
- (3) 調査時期 令和元年 10 月 30 日（水）から 11 月 30 日（土）まで
- (4) 回収結果 総回収数 131 社 有効回収数 131 社 有効回収率 43.7%

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市職員アンケート調査』

- (1) 調査対象 鎌ヶ谷市常勤職員 733 人
- (2) 調査方法 調査票を各課配布し、記入後アンケート回収袋で回収
- (3) 調査時期 令和元年 8 月 27 日（火）から 9 月 20 日（金）まで
- (4) 回収結果 総回収数 606 人 有効回収数 605 人 有効回収率 82.5%

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市教員アンケート調査』

- (1) 調査対象 鎌ヶ谷市内小中学校常勤教員 419 人
- (2) 調査方法 調査票を各学校に配布し、記入後アンケート回収袋で回収
- (3) 調査時期 令和元年 8 月 27 日（火）から 9 月 20 日（金）まで
- (4) 回収結果 総回収数 396 人 有効回収数 392 人 有効回収率 93.6%

※アンケート結果を読む際の注意点

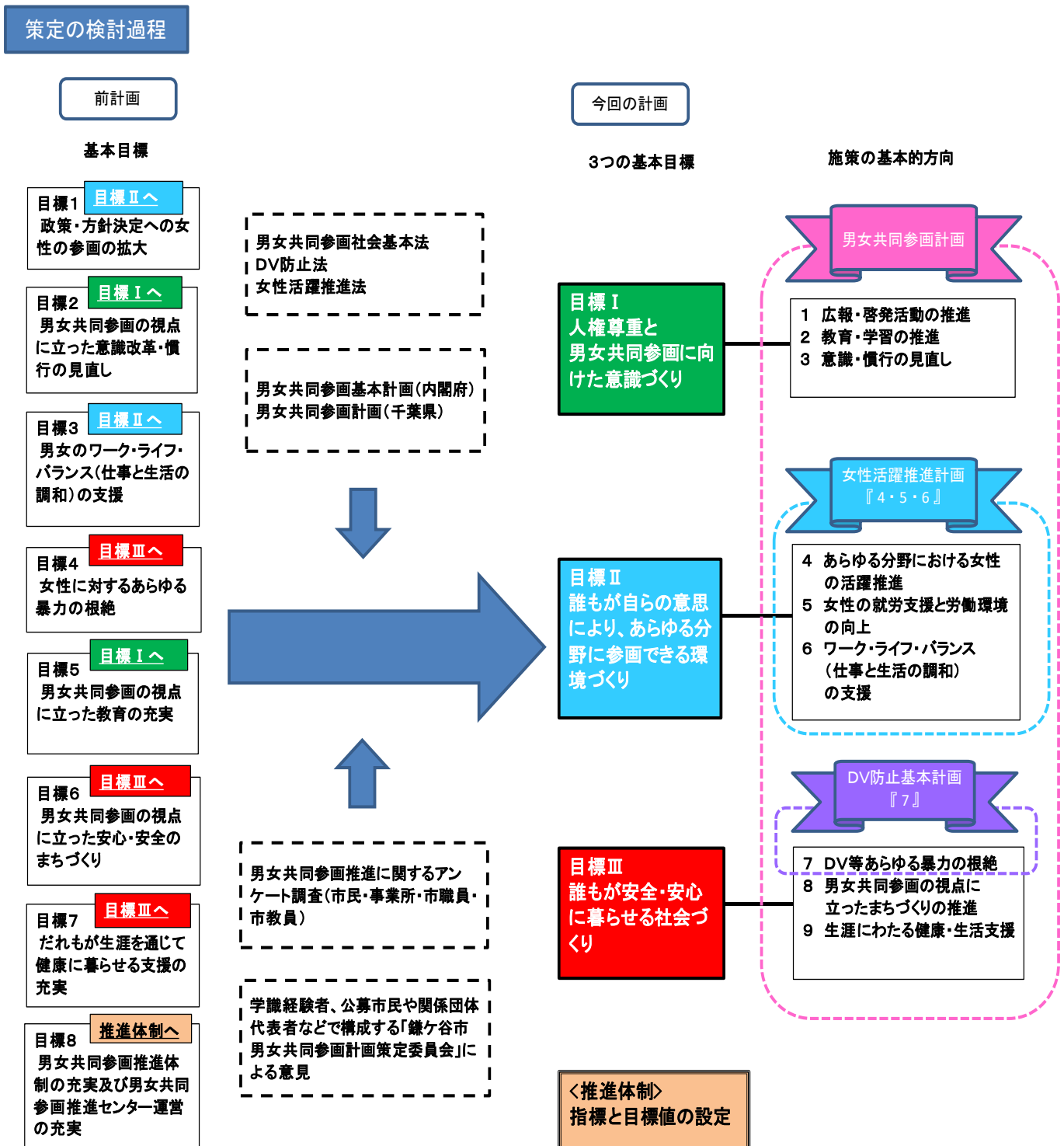
- ・数値の集計は、小数点第 2 位を四捨五入しており、合計が 100.0%にならないことがあります。
- ・複数回答の質問については、数値の合計が 100.0%を上回ることがあります。
- ・クロス分析の各属性の回答者数 [n] の合計は、「無回答」があるため、全回答者数とは一致しないことがあります。

(3) 計画の進行管理 (P 59)

前計画では、8つの基本目標ごとに、男女共同参画に関する市民の意識を問う指標を多く設定していました。

その結果、計画に位置付けた個々の取組みについて、各担当課が適切に実施していても、その成果がわかりづらく、また、毎年、指標の進捗状況を把握できないなど、計画全体として評価しづらいといった課題がありました。

そのため、今回の計画では、国県等の指標を参考に、具体的な指標をいくつか設定することで、取組みの成果や進捗状況等を客観的に評価できるよう、9つの施策の基本的方向ごとに、指標と目標値を定め、進行管理します。



第2章 計画の基本的考え方

- 1 計画の位置付け
- 2 計画の名称及び愛称
- 3 計画の期間
- 4 基本理念
- 5 基本目標
- 6 計画の体系

1 計画の位置付け

(1) 男女共同参画社会基本法（資料編：P 72）第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」としての位置付け

この計画は、「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」として位置付け、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画として策定します。
また、同計画は、国の「男女共同参画基本計画」、県の「千葉県男女共同参画計画」を踏まえた計画とします。

(2) 女性活躍推進法（資料編：P 89）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としての位置付け

この計画の基本目標Ⅱ「誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり」の施策の基本的方向 4「あらゆる分野における女性の活躍推進」、施策の基本的方向 5「女性の就労支援と労働環境の向上」、施策の基本的方向 6「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援」は、「鎌ヶ谷市女性活躍推進計画」として位置付け、今回の「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」と一体的に策定します。

(3) DV防止法（資料編：P 77）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」としての位置付け

この計画の基本目標Ⅲ「誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」の施策の基本的方向 7「DV等あらゆる暴力の根絶」は、「鎌ヶ谷市DV防止基本計画」として位置付け、今回の「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」と一体的に策定します。

(4) 市の最上位計画の個別計画としての位置付け

この計画は、市の最上位計画である鎌ヶ谷市総合基本計画（すべての市政運営における基本的な指針となる計画）の中の個別計画として位置付け、市が実施するあらゆる施策と連携しながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の名称及び愛称

男女共同参画に関する計画は、平成 14 年度に「鎌ヶ谷市男女共同参画計画」を、続いて、平成 22 年度に令和 2 年度までを計画期間とする「鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画」を策定しており、今回、第 3 次にあたる計画となるため、計画の名称を「第 3 次鎌ヶ谷市男女共同参画計画」とします。

なお、計画の愛称については、前計画策定時に決定した「かがやきプラン」を継承することとします。

<体系図>

<最上位計画> 鎌ヶ谷市総合基本計画
前期基本計画

<基本構想の実現に向けて>
政策「市民協働・男女共同参画・多文化共生」
施策「共生社会の実現」

第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画（R3～R8）
（かがやきプラン（※））

<基本理念>
「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍
できるまち鎌ヶ谷」

鎌ヶ谷市
女性活躍推進計画

鎌ヶ谷市
DV防止基本計画

男女共同参画基本計画（内閣府）
男女共同参画計画（千葉県）

女性活躍推進法
（女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律）

市町村推進計画

男女共同参画社会基本法

市町村
男女共同参画計画

DV防止法

（配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等に関する
法律）

市町村基本計画

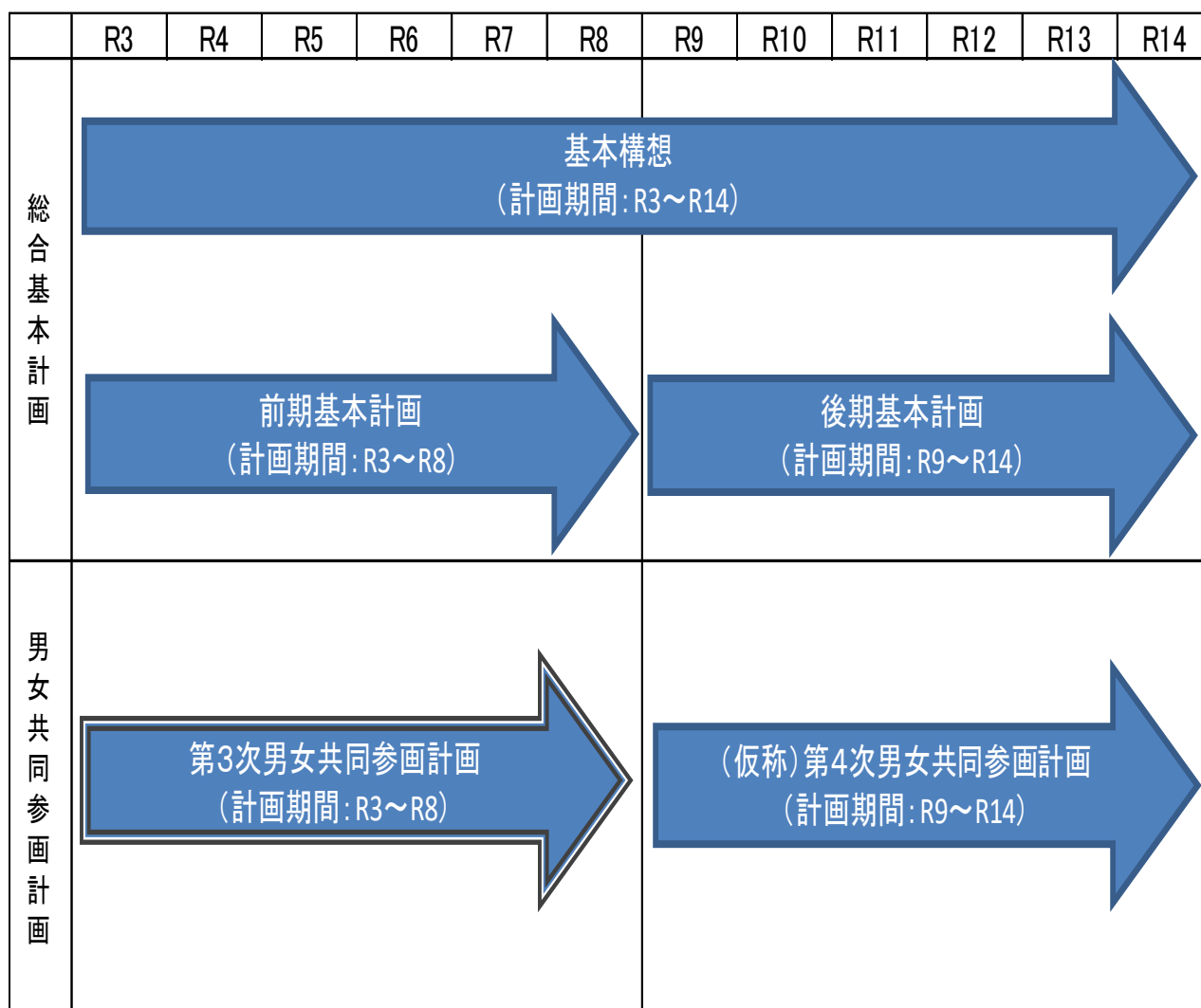
※性別に関わりなく、市民がいきいきと“かがやける”プランとなるようにとの
願いが込められています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

市の最上位計画である鎌ヶ谷市総合基本計画の計画期間などと合致させる（下図参照）ことで、整合と連携を図っていきます。

なお、法制度や社会情勢の変化など必要な見直しが生じる場合は、計画期間によらず、見直しを図るものとします。



4 基本理念

鎌ヶ谷市の男女共同参画におけるめざす姿（将来像）を次のとおり定めます。

〈めざす姿〉

**「誰もが平等に尊重され、
自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ヶ谷」**

5 基本目標

本計画の基本理念に向けて推進していくため、次のとおり3つの基本目標を定めます。

**目標Ⅰ
人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり**

**目標Ⅱ
誰もが自らの意思により、
あらゆる分野に参画できる環境づくり**

**目標Ⅲ
誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり**

6 計画の体系

基本目標

施策の基本的方向

具体的施策

I
人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

1
広報・啓発活動の推進

- (1) 人権週間・男女共同参画週間の周知
- (2) 人権・男女共同参画意識醸成に向けた啓発事業の実施
- (3) 人権・男女共同参画に関する情報の収集及び提供
- (4) 男女共同参画関係団体との連携・協働

2
教育・学習の推進

- (1) 学校教育における男女共同参画教育の推進
- (2) 生涯学習における男女共同参画の推進
- (3) 職員に対する男女共同参画研修の実施

3
意識・慣行の見直し

- (1) 性別役割分担意識の見直し
- (2) 多様性への理解促進

II
誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり

4
あらゆる分野における女性の活躍推進

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 事業所、農業等における男女共同参画の推進
- (3) 女性のための起業支援

5
女性の就労支援と労働環境の向上

- (1) 女性のエンパワーメントのための学習機会の提供
- (2) 人材育成に関する情報の提供
- (3) 雇用の場における均等な機会の推進
- (4) ハラスメント防止対策の推進

6
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の支援

- (1) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりの推進
- (2) 家庭生活(家事・育児・介護等)における男女共同参画の推進

鎌ヶ谷市女性活躍推進計画

基本目標

施策の基本的方向

具体的施策

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

7
DV等あらゆる暴力の根絶

- (1) 相談体制・啓発活動の推進
- (2) DV・児童虐待関係機関との連携
- (3) DV被害者と子どもの保護及び自立支援
- (4) 性的な暴力防止の啓発

鎌ヶ谷市DV防止基本計画

8
男女共同参画の視点に
立ったまちづくりの推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った防災対策
- (2) 男女共同参画の視点に立った公共施設の整備

9
生涯にわたる健康・生活
支援

- (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
- (2) 性差に配慮した健康支援
- (3) 性差に配慮した高齢者・障がい者への支援

<推進体制>

- 1 計画の着実な推進
 - (1) 指標による進行管理
 - (2) 効果検証及び進捗状況の公表
- 2 庁内体制の充実
 - (1) 庁内関係部署との連携
- 3 男女共同参画推進センターの機能充実
 - (1) 男女共同参画関係団体への支援
 - (2) 情報発信力の強化

第3章 施策の内容

目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり

目標Ⅱ 誰もが自らの意思により、
あらゆる分野に参画できる環境づくり

目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

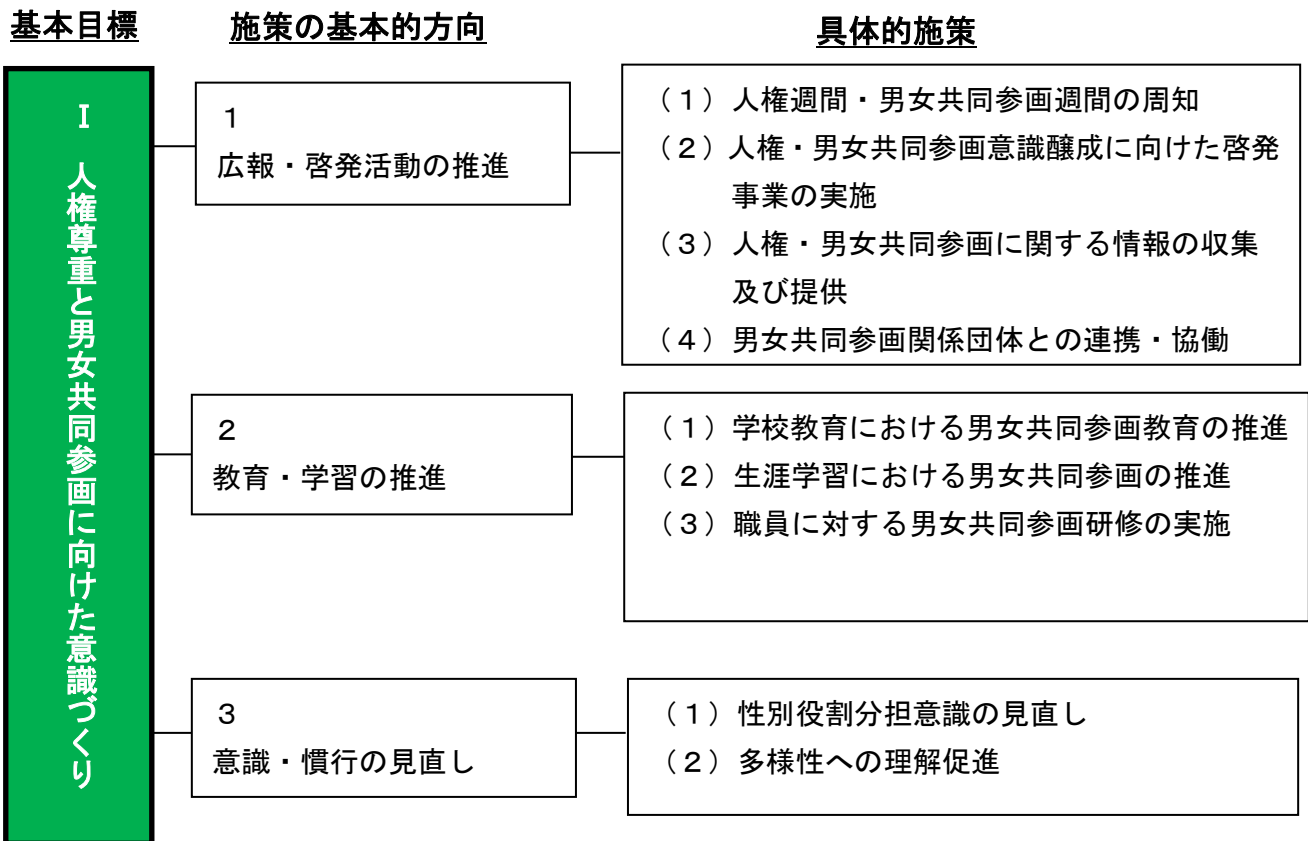
<特記事項>

令和2年から世界規模で感染が広がっている新型コロナウイルス感染症は、これまでの市民生活を一変させるだけでなく、男女共同参画分野においても様々な影響を及ぼしています。

本計画における各施策の実施にあたっては、新型コロナウイルスに感染しないよう、三密（密閉・密集・密接）の回避、ソーシャルディスタンス及び手指消毒の徹底、検温の実施など、あらゆる感染対策を講じながら、取組みを進めてまいります。

目標 I

人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり



●『目標 I 人権尊重と男女共同参画に向けた意識づくり』における指標及び目標値

施策の基本的方向・指標	現状値(R1)	目標値(R8)
施策の基本的方向 1 広報・啓発活動の推進		
講座等の年間受講者数	2,112人	増加
刊行物の発行回数	2回	3回
施策の基本的方向 2 教育・学習の推進		
市職員における男女共同参画研修の受講者割合	51.6%	60%
施策の基本的方向 3 意識・慣行の見直し		
男女平等と感じる市民の割合 『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』	(1) 29.0% (2) 18.5% (3) 65.4% (4) 44.0% (5) 37.8% (6) 15.6% (7) 14.1% (8) 14.7%	増加
(1) 家庭生活(2)職場(3)学校教育 (4)地域活動(5)法律や制度(6)社会通念・慣習 (7)政治・政策決定の場(8)社会全体		

〈施策の基本的方向 1〉 広報・啓発活動の推進

国が目指す男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とであると定めています。

このような男女共同参画社会を形成していくためには、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る取組みが必要不可欠です。

鎌ヶ谷市が令和元年度に実施した『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』では、男女平等について、「男女平等で格差がない」と感じている方の割合が高いのは「学校教育」（65.4%）、「地域活動」（44.0%）の分野であり、一方で、「政治や政策決定の場」、「社会通念・慣習」、「社会全体」の分野では、依然として「男性の方が優遇されている」あるいは「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている方が70%を超えています。

また、国・県との比較では、鎌ヶ谷市は「学校教育」の分野のみ大きく上回っているものの、それ以外はほとんど下回っており、特に、「家庭生活」の分野は10ポイント以上の差があります。

このような状況を改善していくために、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための広報・啓発活動を積極的に行っていきます。

〈男女平等と思う人の割合〉

●国・県との比較

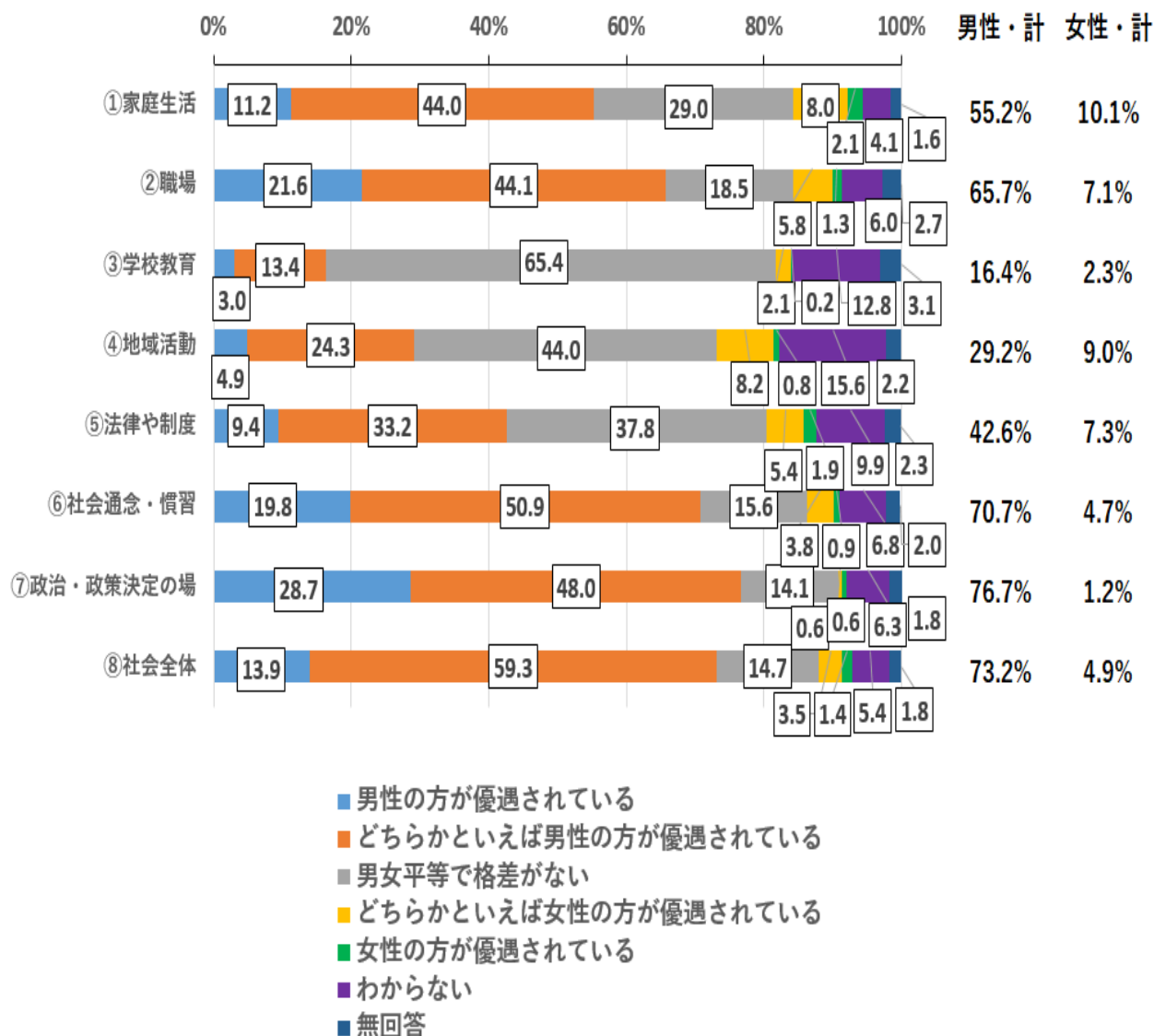
単位（％）

	家庭生活	職場	学校教育	地域活動	法律や制度	社会通念・慣習	政治や政策決定の場	社会全体
鎌ヶ谷市	29.0	18.5	65.4	44.0	37.8	15.6	14.1	14.7
国・内閣府	45.5	30.7	61.2	46.5	39.7	22.6	14.4	21.2
千葉県	40.2	19.7	51.5	43.4	37.6	13.6	11.8	13.6

資料 令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査
 令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査
 令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

《男女平等について》

【問】 次のような分野（①から⑧）で男女の地位が平等になっていると思いますか。



①から⑧のすべての項目で、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計（男性・計）の方が「女性の方が優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の計（女性・計）を上回っており、特に⑥社会通念・慣習、⑦政治・政策決定の場、⑧社会全体の3項目では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計（男性・計）の方が70%を超えています。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』

——— 具体的施策 ———

(1) 人権週間・男女共同参画週間の周知

事業名【担当部署】		概要
1 新規	人権週間の広報 【男女共同参画室】	国が定める人権週間（毎年12/4～12/10）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
2	男女共同参画週間の広報 【男女共同参画室】	国が定める男女共同参画週間（毎年6/23～6/29）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。

(2) 人権・男女共同参画意識醸成に向けた啓発事業の実施

事業名【担当部署】		概要
3 新規	人権に関する啓発事業の実施 【男女共同参画室】	人権について関心を持ち、理解を深めてもらうため、市民を対象とした講座等を実施します。
4	男女共同参画に関する啓発事業の実施【男女共同参画室】	男女共同参画について関心を持ち、理解を深めてもらうため、市民を対象とした講座等を実施します。

(3) 人権・男女共同参画に関する情報の収集及び提供

事業名【担当部署】		概要
5 新規	国・県等から人権に関する情報の収集及び提供 【男女共同参画室】	国・県等から人権に関する情報や資料の収集を行い、男女共同参画推進センターに配架するなど、情報を提供します。
6	国・県等から男女共同参画に関する情報の収集及び提供 【男女共同参画室】	国・県等から男女共同参画に関する情報や資料の収集を行い、男女共同参画推進センターに配架するなど、情報を提供します。
7	情報誌の発行 【男女共同参画室】	情報誌『センターニュース「ほほえみ」』を発行し、市内公共施設に配架するとともに、自治会回覧を実施し、情報を提供します。

(4) 男女共同参画関係団体との連携・協働

	事業名【担当部署】	概要
8	男女共同参画関係団体との連携・協働 【男女共同参画室】	男女共同参画ネットワーク会議を開催し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、団体間との連携を図り、協働イベント「男女きらりフェスタ」を実施します。

〈施策の基本的方向 2〉 教育・学習の推進

男女共同参画の意識づくりは、家庭、学校、地域、職場など、それぞれで行われる教育や学習と深い関わりをもっています。特に、次世代を担う子どもたちにとって、成長する過程の中で、子どもの頃からの意識の醸成がとても重要です。人間形成の基礎となる義務教育期間において、その発達段階に応じて、男女共同参画意識を自然に身に付けるための学校教育が求められています。

また、地域や社会においても、すべての人が違いを認め合い、対等な関係を尊重し、その個性や能力を伸ばせるよう、生涯を通じて学習する機会を提供していくことが必要です。

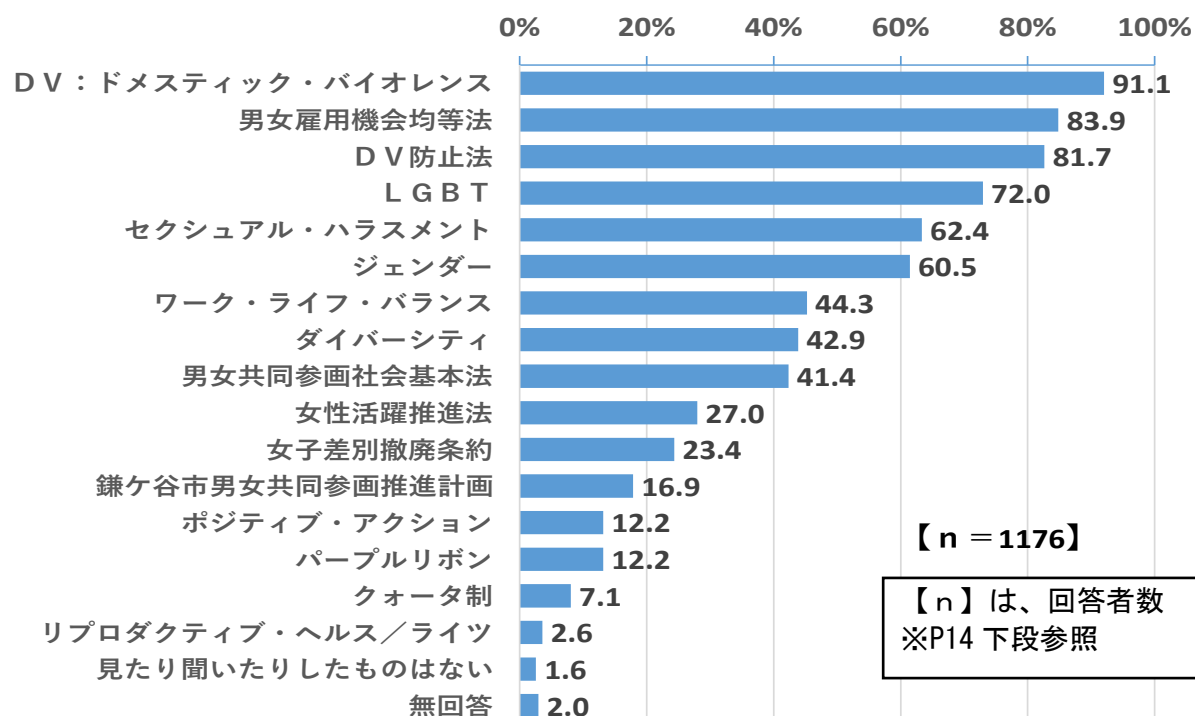
鎌ヶ谷市が令和元年度に実施した『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』では、「男女共同参画社会基本法」について、「見たり聞いたりしたことがある」という方は41.4%で、6割弱の市民が、法律が施行されて約20年経過しても、いまだに知られていない（見たり聞いたりしたことがない）という状況となっています。

さらに、『男女共同参画推進に関する市職員アンケート調査』では、「男女共同参画社会基本法」について、「内容を理解している」という職員は18.3%（「名前だけは知っている」と併せると85.6%）、『男女共同参画推進に関する市教員アンケート調査』では、「内容を理解している」という教員は28.1%（「名前だけは知っている」と併せると88.8%）といずれも3割を下回っており、『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』の結果と単純に比較できないものの、低率であり、市民だけでなく、鎌ヶ谷市の職員や教員についても知識や意識の向上を図る必要があります。

そのため、学校教育や生涯学習における男女共同参画の推進や職員研修等を実施するなど、教育・学習の推進を図ります。

《市民の知識について》

【問】 次のうち、見たり聞いたりしたことがある言葉をすべて選択してください。



「DV：ドメスティック・バイオレンス」が91.1%で最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」が83.9%、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が81.7%、「LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）」が72.0%と続き、「セクシュアル・マイノリティ」（62.4%）と「ジェンダー」（60.5%）も60%台であり、「ワーク・ライフ・バランス」（44.3%）と「ダイバーシティ」（42.9%）、「男女共同参画社会基本法」（41.4%）は40%台となっています。なお、鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画は16.9%と知っている人が2割にも満たない状況です。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』

<用語説明>

ジェンダー (Gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のことで、人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会通念や慣習の中で、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダーという。

ダイバーシティ (Diversity)

多様性のことで、性別・性自認・性的指向・年齢・障がい・国籍等の違いや様々な価値観。

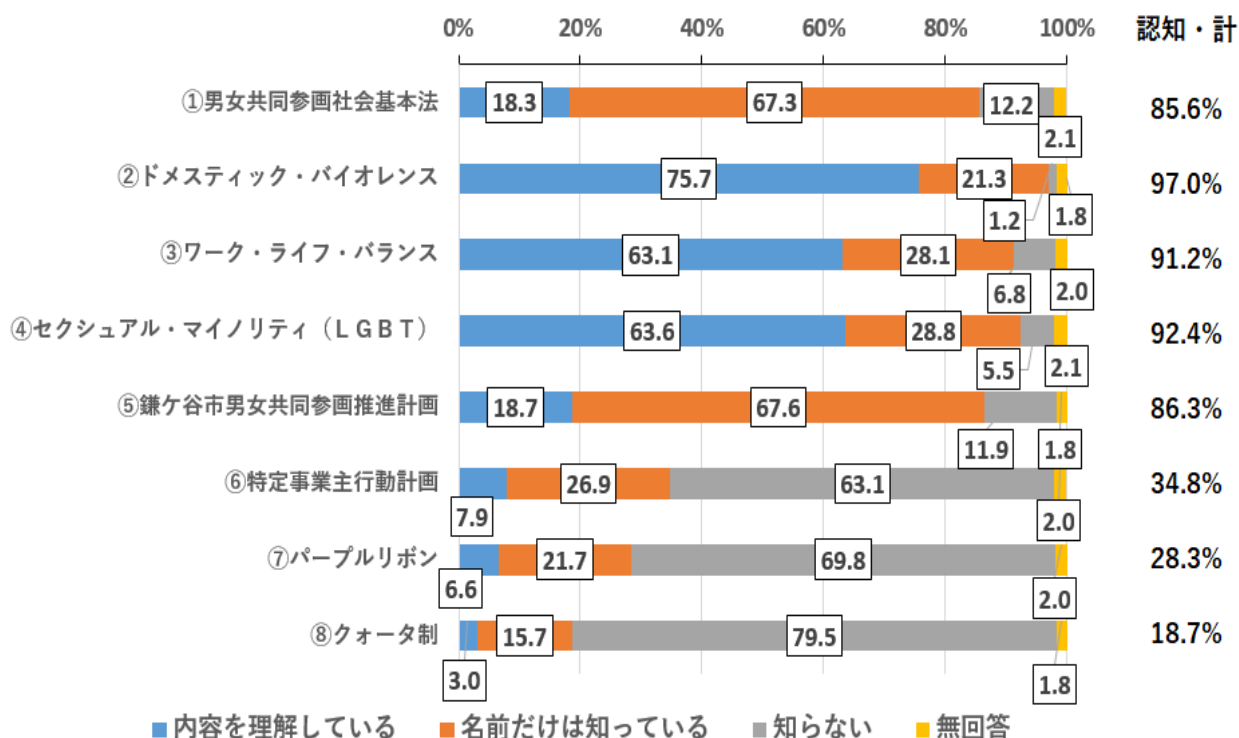
ポジティブ・アクション (Positive Action)

積極的是正措置のことをいい、人種や性別による不平等をなくし、実質的な平等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置のこと。

例えば、職場において、男性に対し女性の割合が明らかに低い場合、女性を優先的に採用・昇進させるなどの暫定策をとり、是正する。

《市職員の知識について》

【問】男女共同参画等（①から⑧）に関して、どの程度知っていますか。



②ドメスティック・バイオレンス、③ワーク・ライフ・バランス、④セクシュアル・マイノリティ（LGBT）の3項目は「内容を理解している」と「名前だけは知っている」の計（認知・計）が9割を超え、認知度がとても高くなっています。

一方、⑥特定事業主行動計画（P 45 参照）、⑦パープルリボン、⑧クオータ制の3項目は「知らない」が6割を超えています。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市職員アンケート調査』

<用語説明>

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）

配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことをいい、その暴力は、身体的暴力に限定せず、精神的暴力や経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

セクシュアル・マイノリティ（LGBT）

LGBT とは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

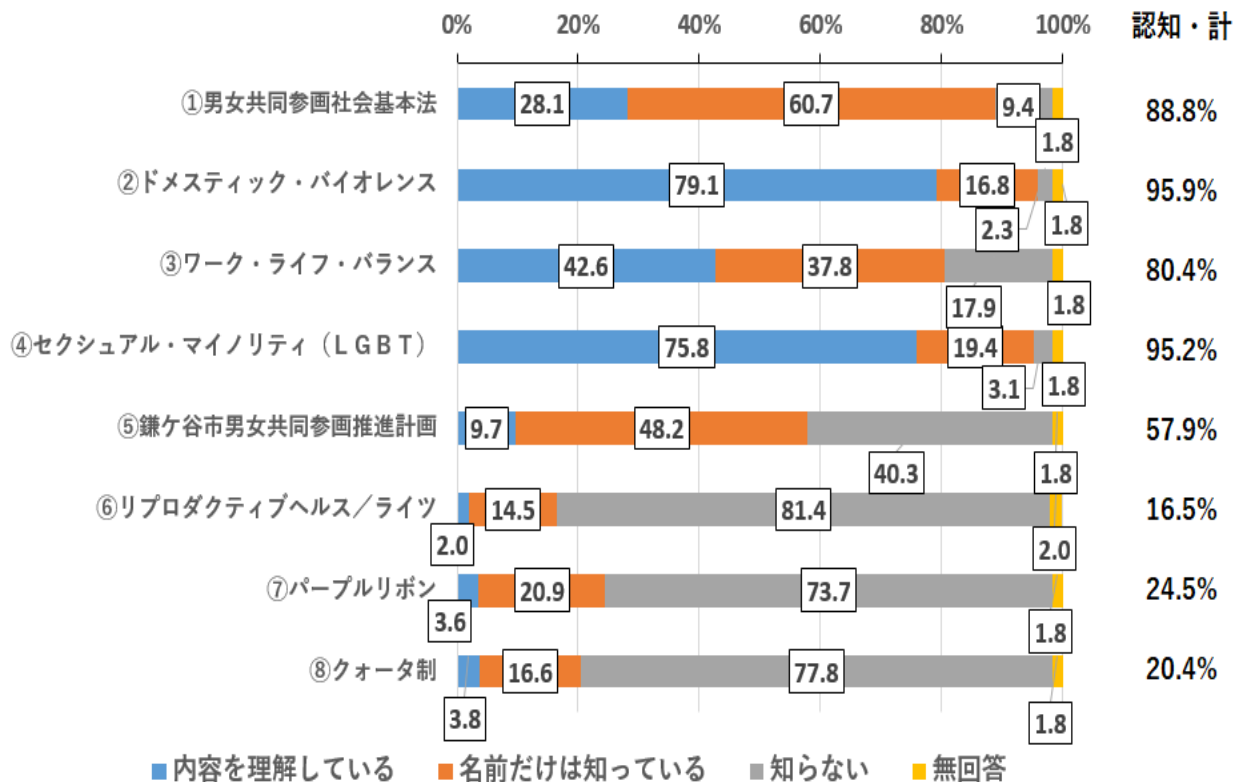
なお、「人の属性を表す略称」として、性的指向（好きになる性）、性自認（心の性）の英訳の頭文字を取った「SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）」は、異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことをいう。

パープルリボン（Purple Ribbon）

女性に対する暴力根絶のシンボル

《市教員の知識について》

【問】男女共同参画等（①から⑧）に関して、どの程度知っていますか。



②ドメスティック・バイオレンスと④セクシュアル・マイノリティ (LGBT) の2項目は「内容を理解している」と「名前だけは知っている」の計（認知・計）が90%を超え、認知度がとても高くなっています。

一方、⑥リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、⑦パープルリボン、⑧クォータ制の3項目は「知らない」が7割を超えています。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市教員アンケート調査』

<用語説明>

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (Reproductive Health and Rights)

性と生殖に関する「健康」と「権利」のことで、「健康」は妊娠や出産のみでなく、月経、避妊、中絶、不妊、性感染症、更年期障害など幅広い範囲が含まれる。「権利」は、「子どもを産むか産まないか、産むとすれば何人産むかなどを決定する自由」、「安全な妊娠・出産が保障される権利」、「子どもが健康に生まれ育つ権利」などが含まれる。

クォータ制 (Quota System)

女性の割合を一定数定めて積極的に起用する制度のことで、欧米の政治分野で活用されている。

——— 具体的施策 ———

(1) 学校教育における男女共同参画教育の推進

事業名【担当部署】		概要
9	男女共同参画教育の推進 【指導室】	児童生徒の発達段階に応じて、男女共同参画に関する教育を推進します。
10	性別にとらわれない進路指導の充実 【指導室】	児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、性別にとらわれない進路指導を行うとともに、社会体験学習の充実を図ります。
11	メディア・リテラシーの育成 【指導室】	メディア・リテラシー（インターネットやテレビ、新聞などのメディアからもたらされる情報を主体的に読み解き、活用する能力）を高める学習を行います。

(2) 生涯学習における男女共同参画の推進

事業名【担当部署】		概要
12	家庭教育セミナーや親子教育等の実施 【生涯学習推進課】	誰もが個人の尊厳を高め、男女共同参画の大切さを学ぶための学習機会を提供します。
13	ライフステージに応じた学習の推進 【生涯学習推進課】	ライフステージに応じて、男女共同参画の視点に立った講座等を実施します。

(3) 職員に対する男女共同参画研修の実施

事業名【担当部署】		概要
14	職員に対する男女共同参画研修の実施 【男女共同参画室・人事室・指導室】	男女共同参画を理解し、業務や生活に活かせるよう、職員に対する研修を実施します。

〈施策の基本的方向 3〉 意識・慣行の見直し

男女共同参画社会の形成の阻害要因として、社会制度や慣行で「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識があります。

鎌ヶ谷市が令和元年度に実施した『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』では、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方について、「反対」「どちらかといえば反対」とする方が50.1%、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする方が35.3%となり、「反対」「どちらかといえば反対」の割合が男女ともに高くなっています。男女共同参画を推進する法制度は整備されてきましたが、現実には固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、女性の労働や社会進出、男性の家庭への参加の妨げになっています。

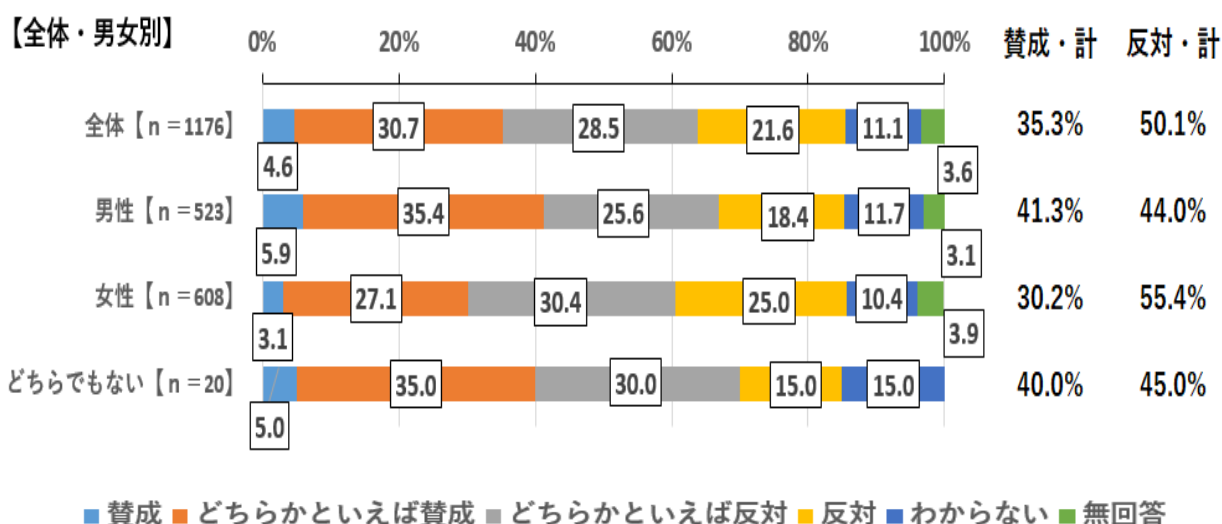
これまでの社会通念や慣習の見直しを図るため、鎌ヶ谷市では、平成30年度に改定した「職員のための表現ガイド」に基づき、広報紙などの各種媒体を使って発信する情報について、人権尊重や男女共同参画の視点を持って作成、発信していきます。

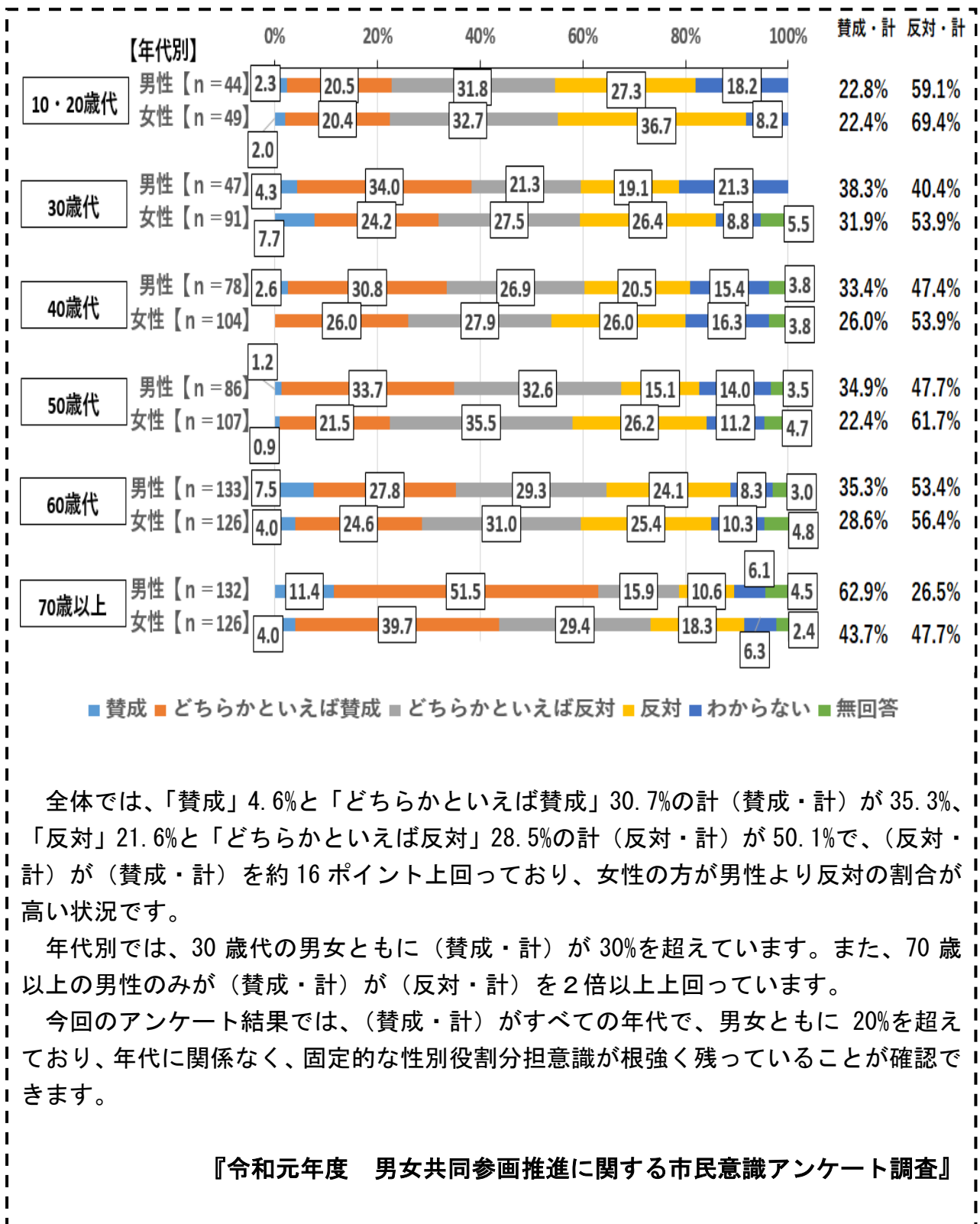
また、鎌ヶ谷市が令和元年度に実施した『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』では、調査票の性別欄に「男性」・「女性」・「どちらでもない」の項目を設けたところ、回答者1,176人のうち20人が「どちらでもない」を選択しており、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の方が一定数いる現状に鑑み、正しい理解や認識を深めるため、啓発を行っていきます。

さらに、年々増加傾向にある外国人などすべての人々がお互いに尊重し合って安心して暮らせるよう、多様性について理解を深める取組みを進めていきます。

〈「男は仕事、女は家庭」という考え方について〉

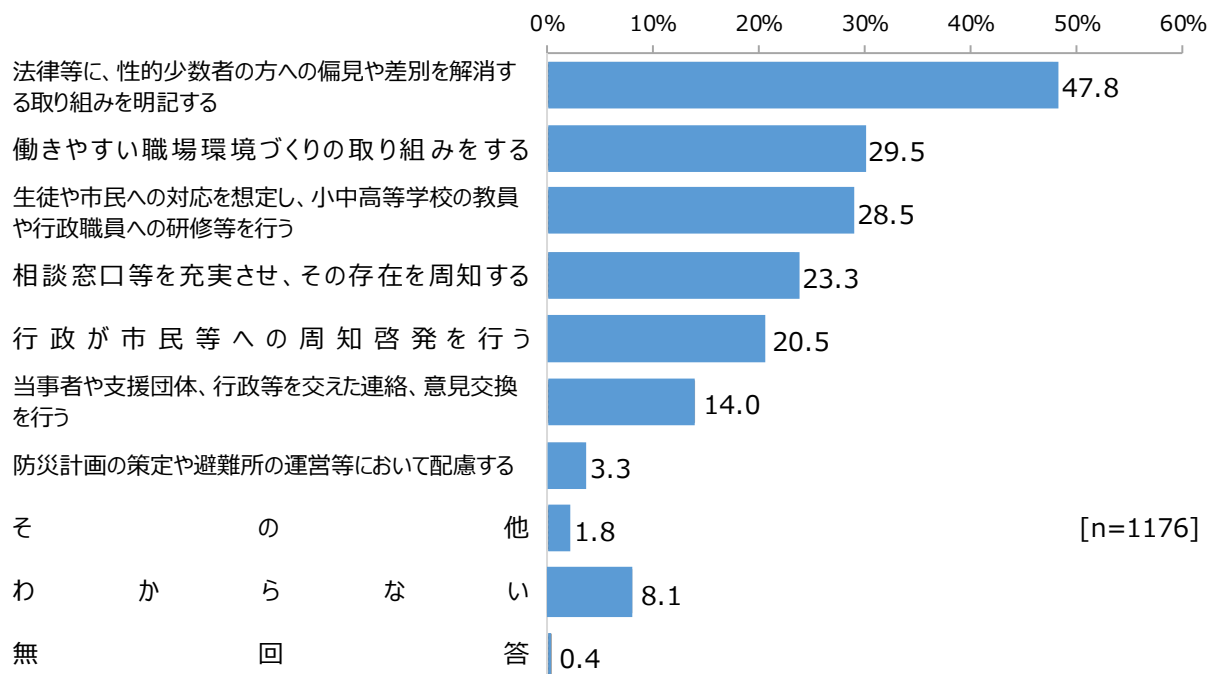
【問】「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのようなお考えですか。





《LGBTなどの多様な性について》

【問】性的少数者の方に対する偏見や差別などをなくし、生活しやすくなるために、どのような対策が必要だと思いますか。



「法律等に、性的少数者の方への偏見や差別を解消する取り組みを明記する」が47.8%で最も高く、次いで「働きやすい職場環境づくりの取り組みをする」が29.5%、「生徒や市民への対応を想定し、小中高等学校の教員や行政職員への研修等を行う」が28.5%、「行政が市民等への周知啓発を行う」が20.5%などと続いています。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』

————— 具体的施策 —————

(1) 性別役割分担意識の見直し

事業名【担当部署】		概 要
15	職場における旧姓使用の周知 【人事室】	女性活躍の取組みの一環として、職場における旧姓使用の周知を行うとともに、旧姓の使用状況の把握を行います。
16	行政刊行物等に関するガイドラインの周知 【男女共同参画室・広報広聴室】	『職員のための表現ガイド』を周知し、性別役割分担意識の解消を図ります。また、多様性に配慮した適切な表現を勧めるため、行政刊行物等の確認を行います。

(2) 多様性への理解促進

事業名【担当部署】		概 要
17 新規	多様性に関する意識啓発 【男女共同参画室】	LGBT（P 30 参照）などの性の多様性について、情報誌等を通じて、啓発を図ります。
18 新規	多文化共生の推進 【企画政策室】	多文化共生への理解を深めるための講座を実施するとともに、外国人が安心して生活できるよう通訳派遣や情報の多言語化を図ります。

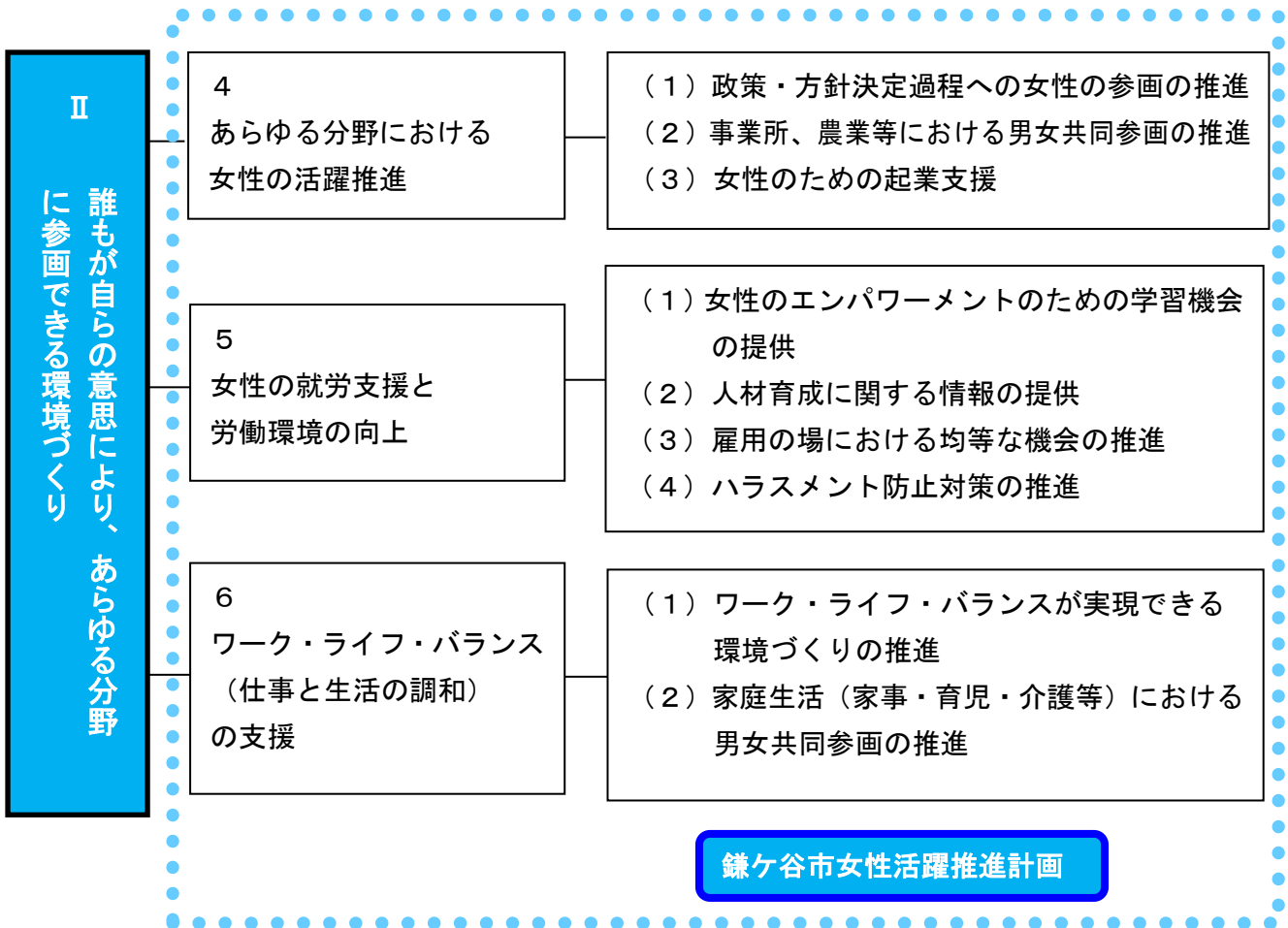
目標Ⅱ

誰もが自らの意思により、 あらゆる分野に参画できる環境づくり

基本目標

施策の基本的方向

具体的施策



●『目標Ⅱ 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり』における
指標及び目標値

施策の基本的方向・指標	現状値(R1)	目標値(R8)
施策の基本的方向 4 あらゆる分野における女性の活躍推進		
①審議会等の女性委員比率	① 29.6%	① 35%
②地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の 女性委員比率	② 29.3%	② 35%
市職員の女性管理職比率	21.8%	25%
自治会長の女性比率	8.7%	増加
家族経営協定(P41参照)の締結数	24件 (累計)	増加

施策の基本的方向 5 女性の就労支援と労働環境の向上		
就労支援講座の受講者の就労者数	6人	6人
市職員におけるハラスメント研修の受講者割合	84.4%	87%
施策の基本的方向 6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援		
①保育所等の待機児童数	①0人	①0人
②放課後児童クラブの待機児童数	②0人	②0人
市職員の子育て休暇取得率	72.2%	80%
市男性職員の育児休業取得率	4%	15%
結婚(事実婚含む)している男性の家事や育児や介護などに携わっている1日の平均時間 『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』	2.3時間	増加

〈施策の基本的方向 4〉 あらゆる分野における女性の活躍推進

あらゆる分野において、女性がその個性や能力を十分に発揮し参画することは、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、すべての人が暮らしやすい社会の実現につながります。

少子高齢化により労働力人口の減少が進む中で、女性を含めた多様な人材が活躍できる社会への変革が必要であることから、平成27年には女性活躍推進法が施行されました。

男女共同参画社会を実現していくためには、男女がともに責任を分かち合う対等なパートナーとして、政治や行政、企業、団体等あらゆる分野での意思決定や方針決定過程の場に関わり、男女双方の意見が十分に反映されることが重要ですが、そのような場への女性の参画は依然として少ない現状があります。

鎌ヶ谷市の審議会等における女性委員割合は、令和元年度が29.6%と前計画策定時(平成21年度)の22.1%から大きく改善していますが、国が目標としている30%を達成していません。

鎌ヶ谷市の女性管理職の割合は、令和元年度が21.8%で県内37市中1位となっていますが、鎌ヶ谷市特定事業主行動計画で定める目標値25%には達していない状況です。

そのため、鎌ヶ谷市では、審議会等や管理職において、今後も積極的に女性の登用を推進していくとともに、市内の事業所や関係団体等に対して、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法の目的や必要性が浸透するように情報提供を行うなど、理解や協力の働きかけを行っていきます。

【鎌ヶ谷市・国・千葉県の審議会等における女性委員の割合】

単位（％）

	H27	H28	H29	H30	R 1
鎌ヶ谷市	27.5	28.3	28.3	26.5	29.6
国	36.7	37.1	37.4	37.6	39.6
千葉県	29.7	29.1	30.5	30.5	30.4

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【鎌ヶ谷市・国・千葉県の管理職における女性職員の割合】

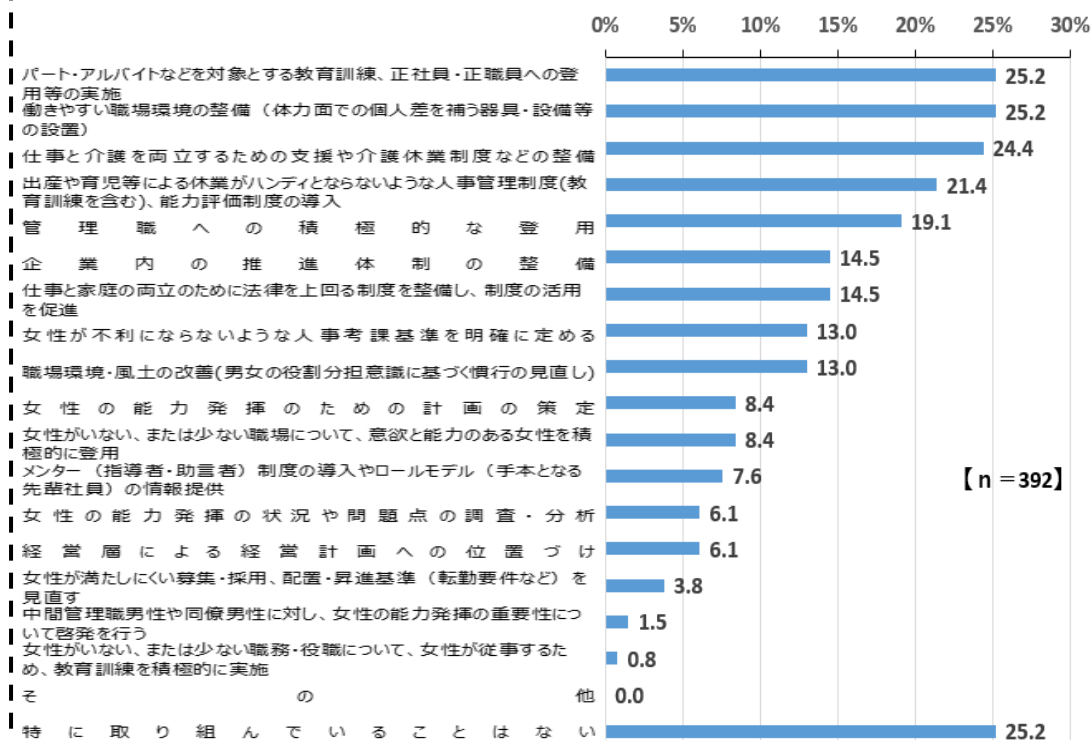
単位（％）

	H27	H28	H29	H30	R 1
鎌ヶ谷市	24.2	28.0	24.7	21.2	21.8
国	8.6	9.4	10.1	10.8	11.6
千葉県	5.2	5.6	6.3	6.3	7.0

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

《女性活躍について》

【問】事業所において、女性の活躍推進のために取り組んでいることはありますか。



「パート・アルバイトなどを対象とする教育訓練、正社員・正職員への登用等の実施」と「働きやすい職場環境の整備」の割合がそれぞれ 25.2%で最も高く、次いで「仕事と介護を両立するための支援や介護休業制度などの整備」が 24.4%、「出産や育児等による休業がハンディとならないような人事管理制度、能力評価制度の導入」が 21.4%と続いています。また、「特に取り組んでいることはない」は 25.2%となっています。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する事業所アンケート調査』

具体的施策

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

事業名【担当部署】	概要
19 市の審議会等における女性委員の登用 【行政室】	目標値を定め、女性委員の登用を推進します。推進にあたっては、女性委員のいない審議会等の数の削減や公募枠の拡大を図ります。
20 職域にとらわれない職員の採用 【人事室】	あらゆる職域において、性別にかかわらず、多様な人材の確保を図ります。

21	女性職員の管理職への登用 【人事室・指導室】	政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、市女性職員の管理職への登用を図ります。
----	---------------------------	---------------------------------------------

(2) 事業所、農業等における男女共同参画の推進

	事業名【担当部署】	概要
22	事業所における男女共同参画の推進 【商工振興課】	国・県等からの事業所における男女共同参画情報について、市内事業所に情報を提供します。
23	関係団体への女性役員登用の推進 【市民活動推進課・商工振興課・農業振興課・農業委員会】	女性役員の登用推進を図るため、関係団体に対し、女性登用の働きかけを行います。
24	家族経営協定の普及促進 【農業振興課】	家族内での男女共同参画を推進するため、家族経営協定締結に向けた働きかけを行います。
25	ボランティア活動など地域社会への参加の促進 【市民活動推進課】	誰もがまちづくりの主体となれるよう、ボランティア活動等への参加について意識啓発を図ります。

<用語説明>

家族経営協定

農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるよう、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族の話し合いにより取り決めるもの。

(3) 女性のための起業支援

	事業名【担当部署】	概要
26	女性のための起業支援 【商工振興課】	女性の起業に関する情報を提供するとともに、起業に係る市の補助制度を紹介するなど起業したい女性を支援します。

〈施策の基本的方向 5〉 女性の就労支援と労働環境の向上

日本の総人口や労働力人口の減少、急激な高齢化は、今後の社会経済を維持していくうえで、喫緊の課題となっています。

一方で、男女間には、正規・非正規雇用や就労形態の違いによる賃金格差が存在したり、女性労働者は、妊娠・出産等を機に退職を余儀なくされるなど不利益な扱いを受ける傾向にあります。

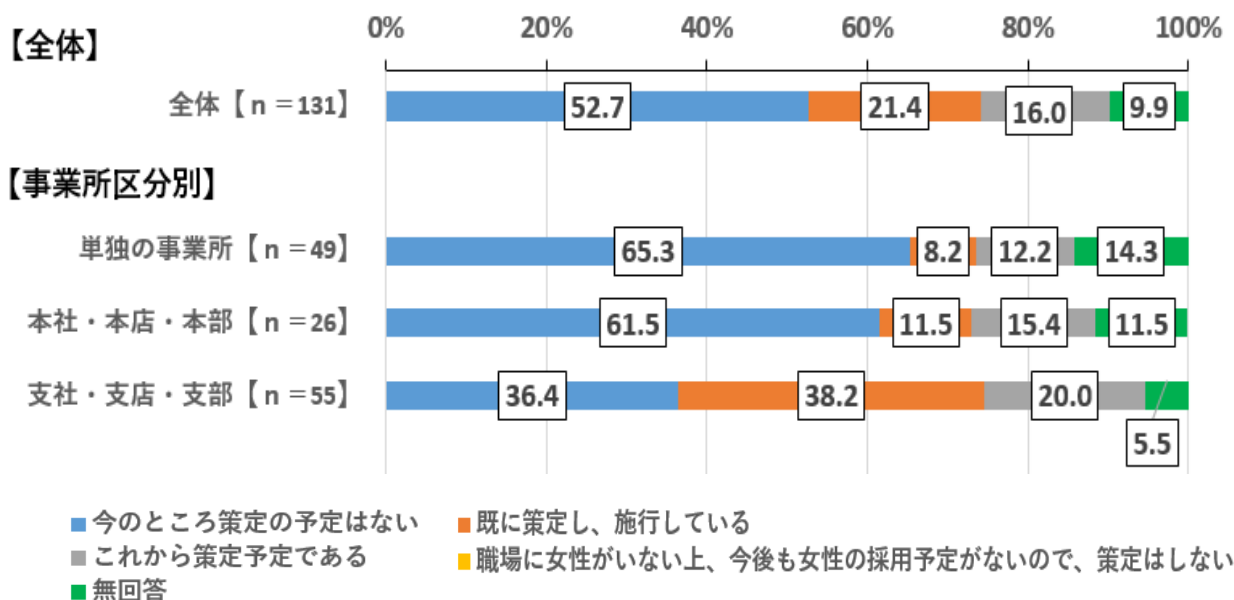
このような背景から、働きたいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性活躍推進法が施行されました。

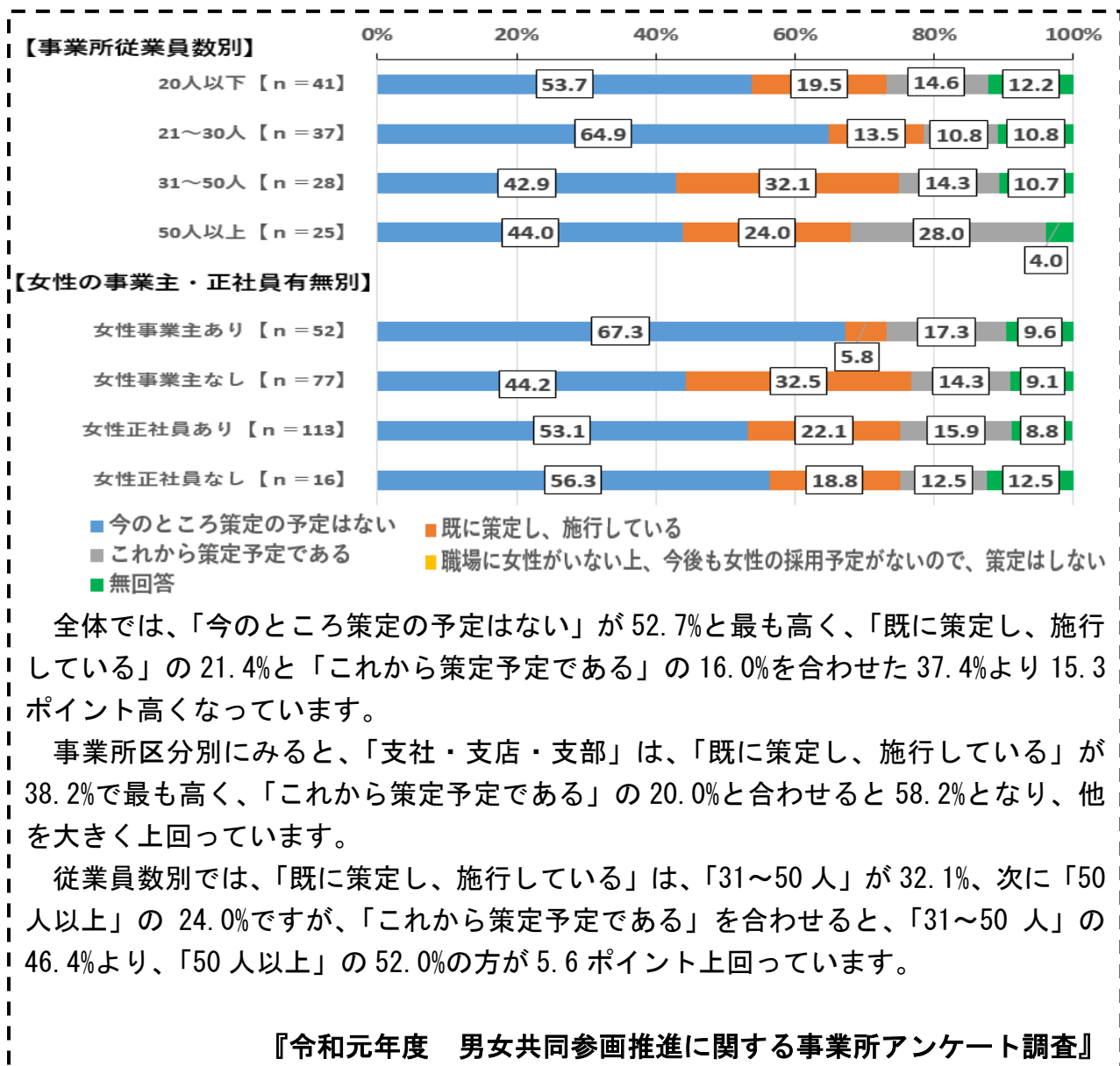
これにより、国や地方公共団体、民間事業主に対し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が義務付けられるとともに、女性活躍に関する情報の公表が求められています。

鎌ヶ谷市では、働きたい女性を支援するため、就職支援講座や無料職業紹介所における相談の実施、事業所に対する一般事業主行動計画（P 45 参照）策定の働きかけの他、様々な施策に取り組んでいきます。

〈一般事業主行動計画の策定状況について〉

【問】女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定を義務付けていますが、事業所での策定の状況をお聞かせください。





<女性活躍推進法の主な改正内容について（令和元年度）>

1 一般事業主行動計画の改正内容（施行：令和2年4月1日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、令和2年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届ける必要がある。

2 女性の活躍推進に関する情報公表の改正内容（令和2年6月1日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、令和2年6月1日以降、女性の活躍推進に関する情報公表についても、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の区分ごとにそれぞれ1項目以上選択して2項目以上情報公表する必要がある。

3 一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象拡大（令和4年4月1日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大する。

——— 具体的施策 ———

(1) 女性のエンパワーメントのための学習機会の提供

事業名【担当部署】		概 要
27 新 規	女性のエンパワーメントに関する情報の提供 【男女共同参画室】	国・県等からの女性のエンパワーメントに関する情報について、男女共同参画推進センターに配架するなど、情報を提供します。
28 新 規	女性のエンパワーメントに関する講座の実施 【男女共同参画室】	女性のエンパワーメントに関して、理解を深めてもらうため、市民を対象とした講座を実施します。

<用語説明>

エンパワーメント (Empowerment)

女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つようになること。エンパワーメントには、意識や社会の制度・慣行の中にあるジェンダー・バイアスに気づき、創造力や批判的思考、分析力を形成し、主体的に行動できる力をつける学びのプロセスが含まれる。

(2) 人材育成に関する情報の提供

事業名【担当部署】		概 要
29	人材育成に関する情報の提供 【男女共同参画室】	男女共同参画関係団体や講座受講者等に対して、人材育成に関する情報を提供するとともに、市の審議会等への登用に向けた女性（人材）の掘り起こしを行います。

(3) 雇用の場における均等な機会の推進

事業名【担当部署】		概 要
30	男女共同参画関連表彰制度に関する情報の提供 【男女共同参画室・商工振興課】	国・県の男女共同参画関連表彰制度について、市内事業所に情報を提供します。
31	就職関係講座の実施 【商工振興課】	就職支援セミナー（他市と共催）を実施し、女性の就職を支援します。
32	労働相談の実施 【商工振興課】	無料職業紹介所において、労働相談を実施し、女性の就職を支援します。

33	女性の就職促進支援事業の実施 【男女共同参画室】	就職に役立つパソコンなどのスキルを身に付けるための講座を実施し、働きたい女性を支援します。
34 新規	特定事業主行動計画及び女性の登用状況の公表 【人事室】	女性が活躍できる環境づくりや仕事と家庭の両立を目的とした鎌ヶ谷市特定事業主行動計画と女性の登用状況について、市ホームページで公表します。
35 新規	障がい者活躍推進計画及び障がい者の実雇用率の公表 【人事室】	障がい者の雇用を促進し、活躍できる環境づくりを目的とした鎌ヶ谷市障がい者活躍推進計画と障がい者の実雇用率について、市ホームページで公表します。
36 新規	一般事業主行動計画の策定促進 【男女共同参画室】	市内事業所に対して、一般事業主行動計画(女性が活躍できる環境づくりや仕事と家庭の両立を目的とした計画)について、策定の働きかけを行います。

<用語説明>

特定事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するために、国及び地方公共団体が策定する計画のこと。計画では、計画期間、達成しようとする目標及び女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの内容及びその実施時期を定めるものとしており、鎌ヶ谷市では、「鎌ヶ谷市特定事業主行動計画」を平成 28 年度に策定し、令和 2 年度に改定している。

障がい者活躍推進計画

障害者雇用促進法の改正（令和元年 6 月）に基づき、障がい者の雇用を促進し、活躍できる環境づくりのために、国及び地方公共団体が策定する計画のこと。同法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明確化された。また、国及び地方公共団体に対し、障害者活躍推進計画の策定・公表を義務化しており、鎌ヶ谷市では、「鎌ヶ谷市障がい者活躍推進計画（令和 2 年 4 月）」を策定している。

一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するために、事業主が策定する計画のこと。計画では、計画期間、達成しようとする目標及び女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの内容及びその実施時期を定めるものとしており、常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主については、計画策定は努力義務としている。←（P 43 参照）

(4) ハラスメント防止対策の推進

事業名【担当部署】		概要
37	庁内におけるハラスメントに関する相談窓口の設置 【人事室】	ハラスメント苦情相談員を設置し、職員がいつでも安心して相談できる体制を確保します。また、状況に応じてハラスメント苦情処理委員会を開催します。
38	職員に対するハラスメント防止研修の実施 【人事室】	ハラスメント防止対策として、職員を対象にパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等に関する研修を実施します。

<用語説明>

ハラスメント (Harassment)

行為者の意図に関わらず、言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけること。例：パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントなどをいう。

マタニティ・ハラスメント (Maternity Harassment)

女性が妊娠、出産、育児休業等の制度の利用に関する言動等により上司や同僚等から退職を促される等、勤務環境の悪化につながるような嫌がらせを受けるもの。

パタニティ・ハラスメント (Paternity Harassment)

男性が育児に参加するために育児休業や短時間勤務制度を利用する際に、上司や同僚等から業務に支障をきたすと言われる等、勤務環境の悪化につながるような嫌がらせを受けるもの。

〈施策の基本的方向 6〉 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援

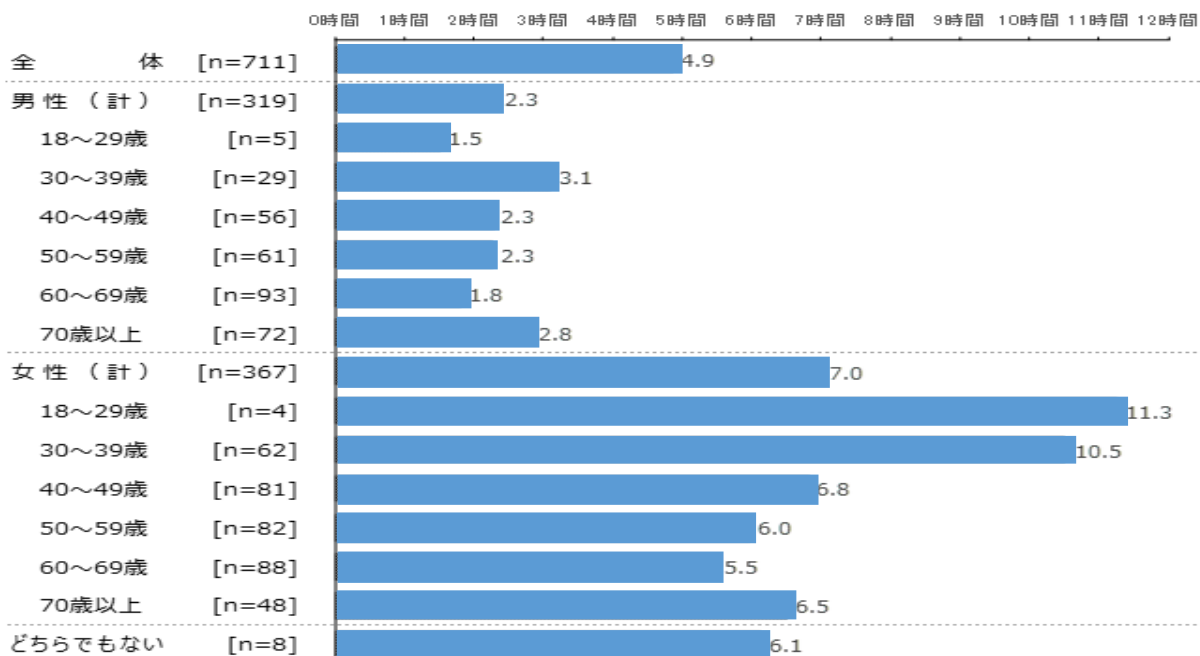
働きたい人誰もが、性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、仕事を通して社会とつながることは、やりがいや精神的な充実感をもたらすものです。

しかし、現実の社会では、長時間労働などにより心身の健康を損ねたり、待機児童の問題や育児、介護等の場面において、パートナー等の協力が得られないなど、仕事と家事・育児・介護との両立は容易ではなく、離職するなどして経済的に不安定な状態に陥ることも少なくありません。

仕事か家庭の二者択一を迫られることなく、働きたい人誰もが、仕事と生活の調和を図りながら豊かな家庭生活が送れるよう、様々な休暇制度の取得促進や男性の子育て等への参加に向けた取組みを進めるとともに、一人ひとりの状況に応じた相談や保育所等の環境整備など支援体制を充実させることで、社会全体で仕事と生活の両立を推進していきます。

〈家事や育児や介護などに携わる時間について〉

【問】家事や育児や介護などに携わっている時間は、平均して何時間ぐらいですか。
日曜日・祝日なども含めて、1日あたりの平均時間をお答えください。



男女別・年代別にみると、男性（計）が2時間台であるのに対し、女性（計）が7時間と5時間ほど長く、すべての年代において女性が男性を大きく上回っています。特に女性の10・20歳代と30歳代は10時間を超えており、男女の差が大きくなっています。

『令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』

——— 具体的施策 ———

(1) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりの推進

事業名【担当部署】		概要
39	時間外勤務時間数の削減・休暇（育児・介護等）の取得促進 【人事室】	職員に対し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行い、時間外勤務時間数の削減、休暇の取得促進を図ります。
40	保育サービスの提供 【幼児保育課・こども総合相談室】	一時預かり保育、病児・病後児保育、延長・休日保育、ファミリーサポートセンターなど、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスを提供します。
41	ひとり親家庭等に対する相談及び支援の実施 【こども支援課・こども総合相談室・学務保健室】	ひとり親家庭等の状況に応じた相談に対応するとともに、経済的支援の実施や就業支援に関する情報を提供します。
42 新規	保育所等・放課後児童クラブの待機児童ゼロの継続 【幼児保育課・こども支援課】	保護者が安心して働けるよう、保育環境の整備に取り組み、待機児童ゼロを継続します。
43 新規	市の主催事業等における一時預かり保育の実施 【全課】	市の主催事業等について、原則、一時預かり保育を実施し、女性や子育て世代が市政等に参画しやすい環境を整備します。

(2) 家庭生活（家事・育児・介護等）における男女共同参画の推進

事業名【担当部署】		概要
44	子育て・介護等の相談及び情報の提供 【障がい福祉課・こども支援課・こども総合相談室・子育て支援センター・幼児保育課・高齢者支援課・健康増進課】	子育て・介護等による孤立化や仕事と家庭の両立への不安の解消など様々な相談に応じるとともに、社会的支援に関する情報を提供します。
45	地域による子育て支援の充実 【こども支援課・子育て支援センター】	地域の子育て支援の拠点となる児童センターにおいて、子育て親子同士の交流促進や子育ての相談を行うなど、地域の子育て支援の充実を図ります。

46	男性の子育てへの参加 【子育て支援センター・健康増進課】	子育てにおける男性の参加を促進するため、パパサロンやウェルカムベビースクール（両親学級）を実施します。
47 新規	男性向けの育児啓発冊子の配布 【男女共同参画室・健康増進課】	男性の育児参加を支援するため、男性向けの育児啓発冊子を作成・配布します。
48 新規	男性の家事参加の促進 【男女共同参画室】	鎌ヶ谷市版「おとう飯（はん）」事業を実施することで、男性の家事参加を促進します。

<おとう飯（はん）について>

1 おとう飯（はん）キャンペーン

内閣府では、男性の料理参加促進の一環として「家事や育児等に対する知識等の不足と男女間のギャップ」に対し、特に料理に関する知識やスキルのギャップを埋めるきっかけとなるイベントを実施することで、男性の家事・育児等への参加時間の拡大を目指すおとう飯（はん）キャンペーンを実施している。

2 おとう飯（はん）

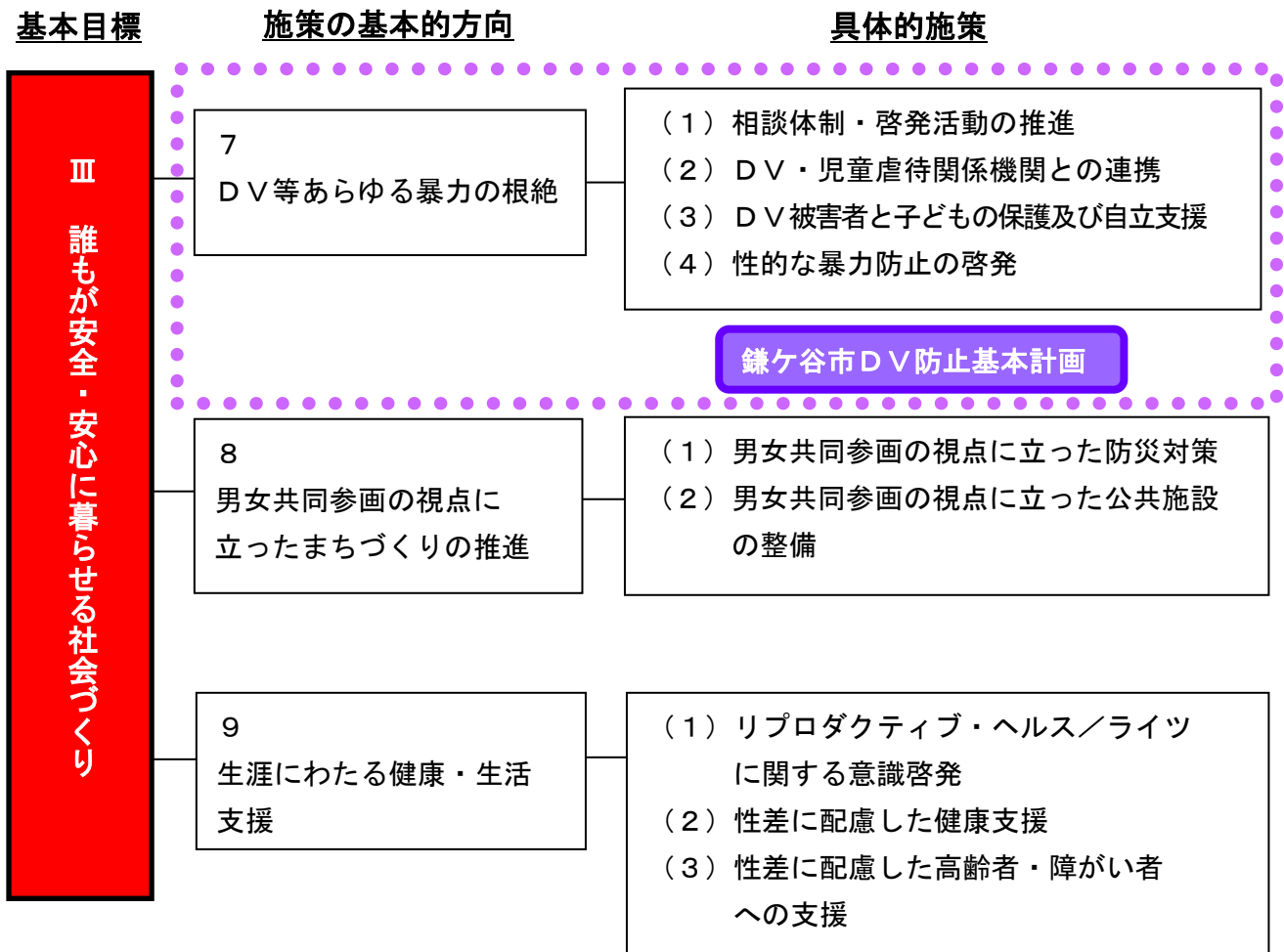
男性が料理をするということは、技術的、心理的ハードルがあり、そこで、これまで料理をしていない、料理をしたことはあるものの作をやめてしまったという男性の料理参画への第一歩として、簡単で手間を掛けず、多少見た目が悪くても美味しい料理を「おとう飯（はん）」と命名している。

3 鎌ヶ谷市版「おとう飯（はん）」事業

男性が作った料理やレシピを広報等で募集し、その情報を情報誌等に掲載することで、男性の家事参加を促進する。

目標Ⅲ

誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり



● 『目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり』における指標及び目標値

施策の基本的方向・指標	現状値(R1)	目標値(R8)
施策の基本的方向 7 DV等あらゆる暴力の根絶		
DV防止に向けた啓発事業の実施回数	7回	9回
デートDV防止セミナー実施校数	1校	2校
施策の基本的方向 8 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進		
防災会議の女性委員比率	13.8%	増加
女性消防団員数	9人	11人
施策の基本的方向 9 生涯にわたる健康・生活支援		
乳がん検診精密検査受診率	83.6%	84%
子宮がん検診精密検査受診率	72.3%	75%

〈施策の基本的方向 7〉 DV等あらゆる暴力の根絶

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が低いことから、被害が潜在し、深刻化しやすい特徴があります。

また、男女間で起こる暴力は、個人的な問題と片付けられがちですが、どのような暴力も、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、そのほとんどが女性を対等な存在として認めない不平等な力関係のもとで起こることにより、被害者から生きる自信や気力を奪っていきます。その根底には、経済的な格差や性別役割分担意識などから生まれる男女間の構造的な問題があります。

さらに、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力も同時に行われている場合があります。子ども自身が直接暴力を受ける身体的虐待の他、子どもが見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は、子どもの心を深く傷つける心理的虐待にあたり、子どもの心に様々な悪影響を与えるとされています。

平成13年に、DV防止法が施行され、「DV」という言葉は社会にも浸透しつつありますが、その理解はまだ十分とはいえず、近年では、「デートDV」といわれる「恋人間の暴力」が新たな問題となっています。

このような現状を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要となっています。

そのため、DV等の防止に向けた啓発活動や相談体制の充実を図るとともに、庁内や関係機関との連携により、被害者の早期発見や適切な対応を行っていきます。

〈悩んで困っていたら〉

女性のための相談（面接相談・事前予約制）

原則毎週水曜日 9時30分から14時20分（1回50分）

鎌ヶ谷市男女共同参画室 047-445-1277

予約受付時間は、平日8時30分から17時15分

男性のための相談 毎週火・水曜日 16時から20時

千葉県男女共同参画センター 043-308-3421

千葉県女性サポートセンター

365日24時間電話相談 043-206-8002

鎌ヶ谷警察署 047-445-0110

〈身体的暴力など危険を感じる緊急時〉

警察 110番



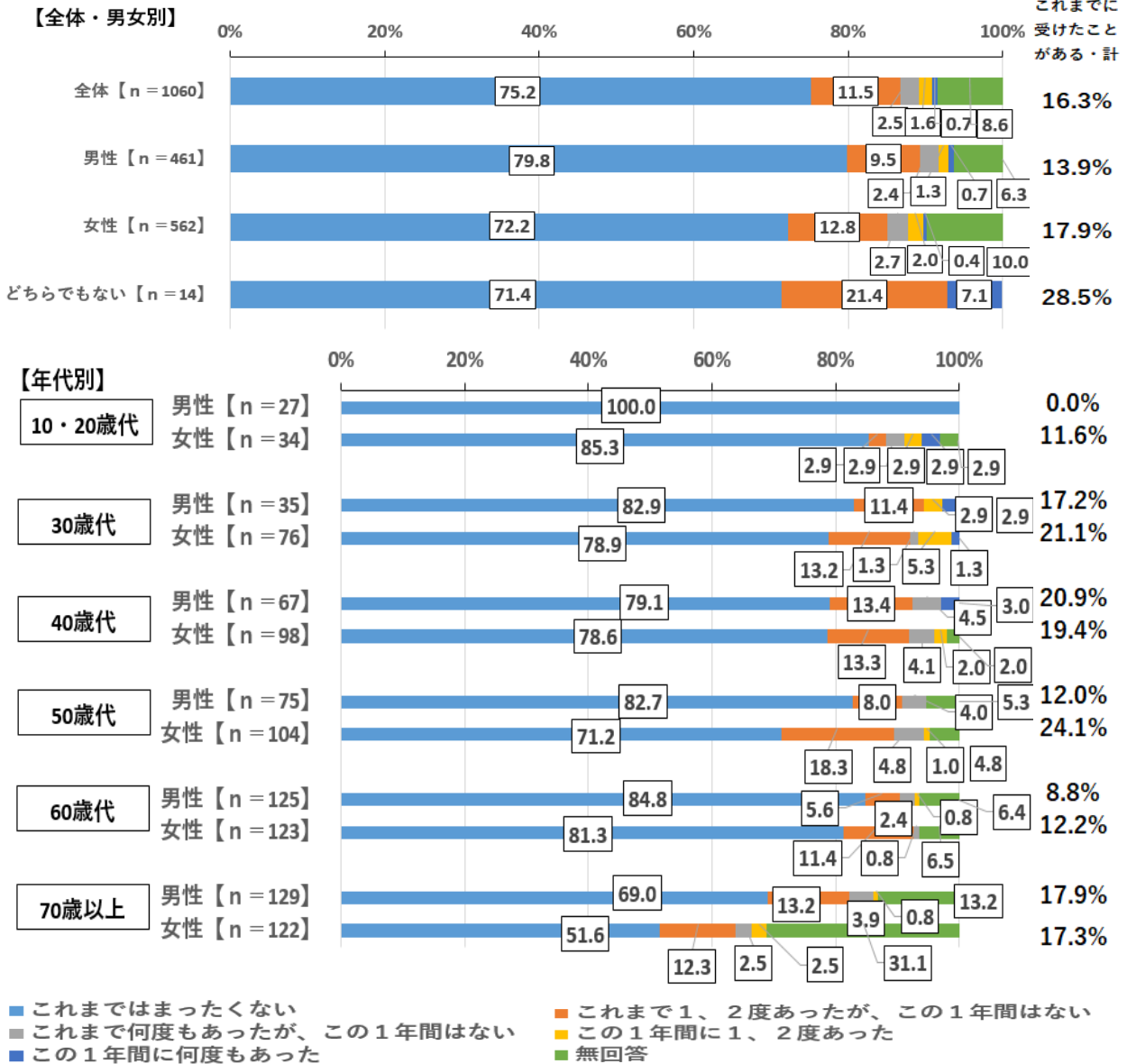
女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



パープルリボン
(女性への暴力の根絶を訴える啓発リボン)

《配偶者等からの被害経験について》

【問】 これまでに配偶者や恋人から身体的暴行（例えば、殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行）をされたことがありますか。なお、ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。



全体では、これまでに身体的暴行を受けたことがある人の割合は16.3%で、男女別にみると男性が13.9%、女性が17.9%となり、女性の方が4ポイント高く、性別について「どちらでもない」と回答した14人のうち、28.5%が受けたことがあると回答しています。

年代別にみると、これまでに身体的暴行を受けたことがある人の割合は、50歳代の女性が一番高く（24.1%）、70歳以上では男女ともほぼ同じ割合であるにも関わらず、女性の無回答が31.1%と突出しており、女性がDV被害を訴えにくい状況が考えられます。また、30歳代、40歳代の男性においては、この1年間に何度もあったと回答した人が同じ年代の女性と比較して高い状況となっています。

今回のアンケート結果から、女性だけでなく、男性も配偶者等からの被害経験があることが見てとれます。 『令和元年度 男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』

—— 具体的施策 ——

(1) 相談体制・啓発活動の推進

事業名【担当部署】		概要
49	相談体制の充実 【男女共同参画室・こども総合相談室】	DV相談や女性の生き方相談などの「女性のための相談」の実施（P 11参照）や専門職を配置するとともに、被害の声を上げにくい高齢女性など、被害者等が相談しやすい環境や体制の充実を図ります。
50 新規	女性に対する暴力をなくす運動の広報 【男女共同参画室】	国が定める女性に対する暴力をなくす運動（毎年11/12～11/25）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
51 新規	男性のための相談の広報 【男女共同参画室】	県が実施している「男性のための相談」について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
52 新規	児童虐待防止推進月間の広報 【こども総合相談室】	国が定める児童虐待防止推進月間（毎年11月）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。

(2) DV・児童虐待関係機関との連携

事業名【担当部署】		概要
53	関係機関とのネットワークの強化 【男女共同参画室・こども総合相談室】	被害者に応じた個別ケース検討会議や要保護児童対策地域協議会等の会議を通じて、警察・児童相談所・保健所・学校等の関係機関との連携を強化します。
54	一時保護施設との連携 【男女共同参画室・こども総合相談室】	被害者支援のため、一時保護施設（女性サポートセンター・民間シェルター・児童相談所）との連携を図ります。
55 新規	DV被害者対応職務関係者に対する研修の実施 【男女共同参画室】	DV・児童虐待などの早期発見や適切な対応がとれるよう、研修を実施します。

(3) DV被害者と子どもの保護及び自立支援

事業名【担当部署】		概要
56	被害者の保護・自立支援 【男女共同参画室】	被害者の保護や自立に向けた支援を行います。
57	被害者の子どもに配慮した保護、支援の実施 【男女共同参画室・こども総合相談室】	被害者の子どもの保護や支援を行います。
58	配偶者暴力相談支援センターに関する研究 【男女共同参画室】	被害者の保護や相談等の充実を図るため、配偶者暴力相談支援センターについて研究します。

(4) 性的な暴力防止の啓発

事業名【担当部署】		概要
59 新規	AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間の広報 【男女共同参画室】	国が定めるAV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間（毎年4月）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
60	デートDV予防セミナーの実施 【男女共同参画室】	中学生を対象に、誰もが対等で互いに尊重できる関係がつけられるようデートDV（P 11 参照）予防セミナーを実施します。

<用語説明>

AV出演強要

若年層の女性がモデル・アイドル等の勧誘をきっかけに、契約後、本人の意図していないアダルトビデオへの出演を強要するもの。

JKビジネス

女子高校生（Joshi Kousei=JK）の性などを売り物とする営業をいい、健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるもの。

〈施策の基本的方向 8〉 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

平成23年に発生した東日本大震災では、避難所運営や被災者への物資提供に関して、女性の視点の欠如から様々な問題が顕在化したといわれています。

その原因の一つとして、各自治体が作成している地域防災計画や各種防災対策において、男女共同参画の視点が十分に反映されていなかったことが挙げられています。

人口減少・少子高齢化が進展していく中で、地域が人材を確保し、多様なニーズ・リスクへの対応力を高めるためには、女性が果たす役割は大きく、女性の視点を反映することは、地域の防災力向上にとっても重要です。

そのため、災害発生時のみならず平常時から防災に関する政策・方針決定過程の場に女性が参画し、女性の視点や意見を反映させるとともに、防災訓練等を通じて、男女共同参画の必要性について啓発していきます。

また、今後、新たな施設の整備や大規模な改修を行う場合は、誰もが利用しやすいよう男女共同参画の視点に立った施設整備（保育室・授乳室等）を推進していきます。

————— 具体的施策 —————

(1) 男女共同参画の視点に立った防災対策

事業名【担当部署】		概要
61	地域防災計画への女性の参画 【安全対策課・教育総務課】	防災会議における女性委員の登用を推進しつつ、防災対策（備蓄品）や避難所運営において、男女共同参画の視点を盛り込みます。
62	消防団への女性の参画 【警防課】	地域防災活動等への女性の参画として、女性消防団員の入団を促進します。
63 新規	防災分野における男女共同参画の推進 【男女共同参画室・安全対策課】	防災訓練等を通じて、防災分野における男女共同参画の必要性について、啓発します。

(2) 男女共同参画の視点に立った公共施設の整備

	事業名【担当部署】	概要
64	誰もが利用しやすい公共施設の整備 【関係各課】	新たな施設の整備や大規模な改修を行う場合は、男女共同参画の視点に立った施設整備（保育室・授乳室等）を推進します。

〈施策の基本的方向 9〉 生涯にわたる健康・生活支援

男性も女性も、お互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を形成するうえで、前提となるものです。

女性は、妊娠・分娩・授乳の機能を備えるという生理的特徴を持ち、男性とは異なる健康課題があることから、女性の生涯にわたる健康が守られる社会が求められています。

また、急速に高齢化社会が進展している中、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性という状況です。今後は、主に女性が担ってきた介護等を男女が協力し合い、社会全体で支え合う意識が重要です。

そのため、一人ひとりが状況に応じて社会的支援等を受け、安心した生活が送れるための生活支援体制や、年齢や性差を考慮したきめ細かな健康支援に取り組み、市民一人ひとりが生涯を通じて自らの健康管理に努める環境づくりを目指します。

——— 具体的施策 ———

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発

	事業名【担当部署】	概要
65	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発 【子育て支援センター・健康増進課】	性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、本人の意思が尊重され、誰もが自分らしく生きられるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（P31参照）に関する啓発を行います。

(2) 性差に配慮した健康支援

事業名【担当部署】		概 要
66	思春期における健康支援 【健康増進課・指導室】	思春期健康教育、思春期保健学習会等を実施し、思春期に応じた健康支援を行います。
67	妊娠・出産期における健康支援 【健康増進課】	妊婦の全数面接、マタニティ教室、妊産婦訪問指導等を実施し、個々の状況に応じた健康支援を行います。
68	性差に配慮した健康の維持増進 【健康増進課】	性差に配慮した健康の維持増進に関する情報の提供、相談や女性特有のがん検診等を行います。

(3) 性差に配慮した高齢者・障がい者への支援

事業名【担当部署】		概 要
69	介護や自立のための相談及び情報の提供 【高齢者支援課・障がい福祉課・健康増進課】	性別や年齢等によって異なる介護不安の解消や自立に向け、相談に応じるとともに、社会的支援に関する情報を提供します。
70	介護予防や生活支援のための啓発・セミナーの実施 【高齢者支援課・障がい福祉課】	高齢者、障がい者、家族介護者や生活支援をサポートする方のための啓発・セミナーを実施します。

第4章 推進体制

- 1 計画の着実な推進
- 2 庁内体制の充実
- 3 男女共同参画推進センター
の機能充実

1 計画の着実な推進

(1) 指標による進行管理

計画の着実な推進には、計画に位置付けられた取組みの進捗状況について、適切に把握することが必要となります。

そのため、進捗状況の把握にあたっては、取組みの成果や進捗状況等を客観的に評価できるよう指標と目標値を定め、進行管理します。

●本計画における指標及び目標値の一覧

基本目標	施策の基本的方向・指標	現状値(R1)	目標値(R8)	担当課
目標Ⅰ 人権 に向けた 意識づく り 男女共同 参画	施策の基本的方向 1 広報・啓発活動の推進			
	<指標 1> 講座等の年間受講者数	2,112人	増加	男女共同参画室
	<指標 2> 刊行物の発行回数(発行部数)	2回	3回	男女共同参画室
	施策の基本的方向 2 教育・学習の推進			
	<指標 3> 市職員における男女共同参画研修の受講者割合	51.6%	60%	男女共同参画室
	施策の基本的方向 3 意識・慣行の見直し			
	<指標 4> 男女平等と感ずる市民の割合 『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』 (1)家庭生活(2)職場(3)学校教育 (4)地域活動(5)法律や制度(6)社会通念・慣習 (7)政治・政策決定の場(8)社会全体	(1)29.0% (2)18.5% (3)65.4% (4)44.0% (5)37.8% (6)15.6% (7)14.1% (8)14.7%	増加	男女共同参画室

基本目標	施策の基本的方向・指標	現状値(R1)	目標値(R8)	担当課
目標Ⅱ 誰もが自らの意思により、あらゆる分野に参画できる環境づくり	施策の基本的方向 4 あらゆる分野における女性の活躍推進			
	<指標 5> ①審議会等の女性委員比率 ②地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性委員比率	①29.6% ②29.3%	①35% ②35%	①行政室 ②行政室
	<指標 6> 市職員の女性管理職比率	21.8%	25%	人事室
	<指標 7> 自治会長の女性比率	8.7%	増加	市民活動推進課
	<指標 8> 家族経営協定の締結数	24件 (累計)	増加	農業振興課
	施策の基本的方向 5 女性の就労支援と労働環境の向上			
	<指標 9> 就労支援講座の受講者の就労者数	6人	6人	男女共同参画室
	<指標 10> 市職員におけるハラスメント研修の受講者割合	84.4%	87%	人事室
	施策の基本的方向 6 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援			
	<指標 11> ①保育所等の待機児童数 ②放課後児童クラブの待機児童数	①0人 ②0人	①0人 ②0人	①幼児保育課 ②こども支援課
	<指標 12> 市職員の子育て休暇取得率	72.2%	80%	人事室
	<指標 13> 市男性職員の育児休業取得率	4%	15%	人事室
	<指標 14> 結婚(事実婚含む)している男性の家事や育児や介護などに携わっている1日の平均時間 『男女共同参画推進に関する市民意識アンケート調査』	2.3時間	増加	男女共同参画室
	基本目標	施策の基本的方向・指標	現状値(R1)	目標値(R8)
目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	施策の基本的方向 7 DV等あらゆる暴力の根絶			
	<指標 15> DV防止に向けた啓発事業の実施回数	7回	9回	男女共同参画室
	<指標 16> デートDV防止セミナー実施校数	1校	2校	男女共同参画室
	施策の基本的方向 8 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進			
	<指標 17> 防災会議の女性委員比率	13.8%	増加	安全対策課
	<指標 18> 女性消防団員数	9人	11人	警防課
	施策の基本的方向 9 生涯にわたる健康・生活支援			
<指標 19> 乳がん検診精密検査受診率	83.6%	84%	健康増進課	
<指標 20> 子宮がん検診精密検査受診率	72.3%	75%	健康増進課	

(2) 効果検証及び進捗状況の公表

計画における前年度の進捗状況について、学識経験者、公募市民や関係団体代表者などで構成する「鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会」を毎年1回開催し、その効果を検証します。

各委員からの意見をもとに、計画の効果的な推進を図るとともに、進捗状況について、毎年1回、市ホームページで公表します。

2 庁内体制の充実

(1) 庁内関係部署との連携

庁内の関係所属長で組織する「鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議」を開催し、計画の進捗状況について、情報の共有化を図るとともに、職員研修等を通じて職員の意識向上を促進します。また、課題等に対して、横断的な連携を行うなど、庁内体制の充実を図ります。

さらに、進捗状況に応じて各課とのヒアリングを実施し、取組みを後押しします。

3 男女共同参画推進センターの機能充実

(1) 男女共同参画関係団体への支援

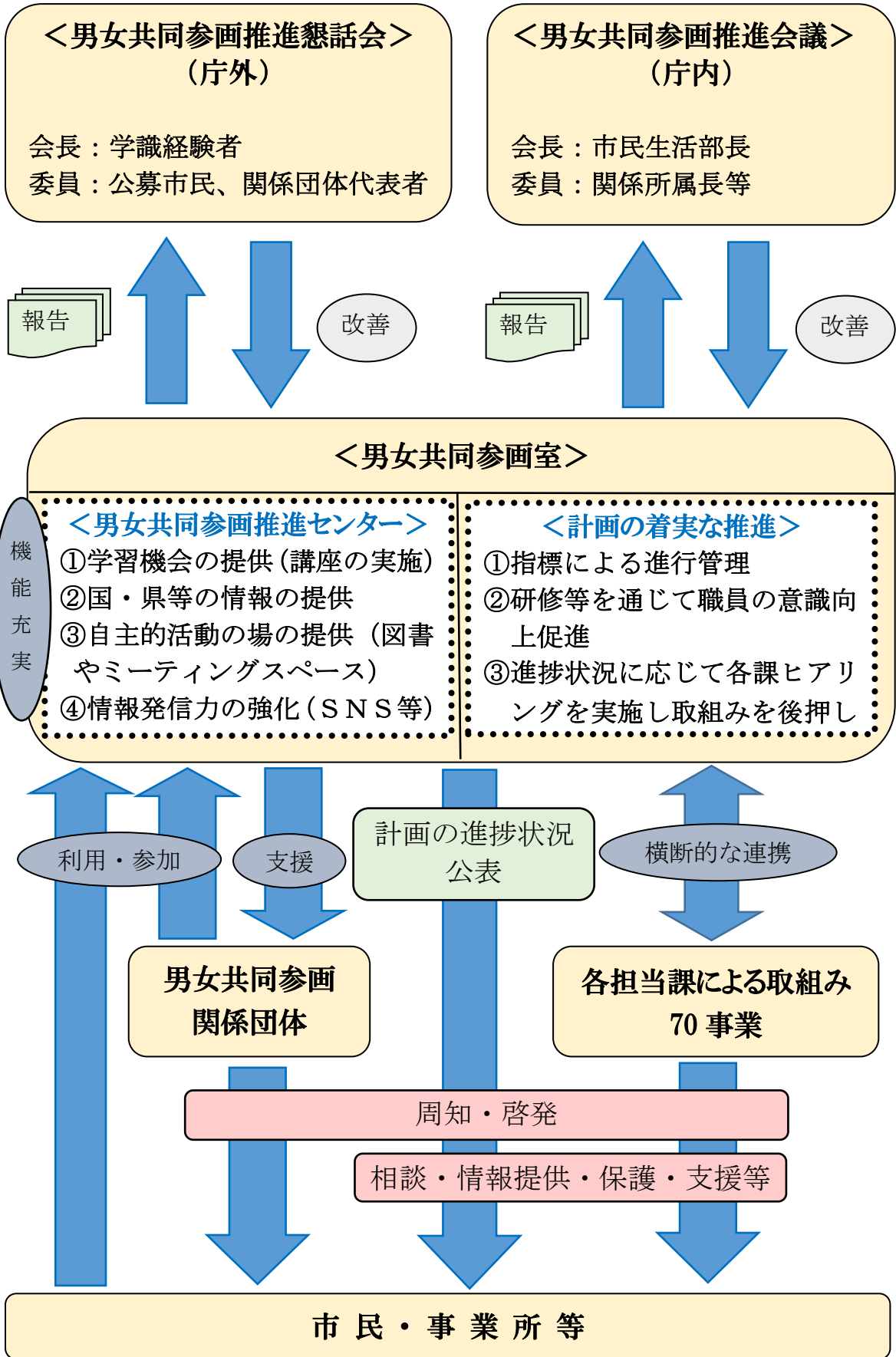
鎌ヶ谷市男女共同参画推進センターでは、センター主催事業による学習機会の提供や国・県等の講座などの情報を提供するとともに、男女共同参画に関する図書やミーティングスペースの提供など、市民の自主的活動の場として整備しており、この機能を充実させることで、男女共同参画関係団体の活動を支援します。

(2) 情報発信力の強化

男女共同参画推進センターの図書や主催講座等の周知チラシについて、展示及び掲示方法を工夫し、市民が閲覧しやすいよう情報提供します。

また、同センターが発信する情報について、市や同センターのホームページに加え、子育て子育て応援サイト（かまっこ応援団）への掲載や若い世代に有効なSNS（ツイッター・フェイスブック）等の媒体を活用するなど、情報発信力を強化します。

<体系図>



資料編



1 計画の策定経過

	策定委員会	策定委員会部会	市
H31年3月			策定方針決定
4月			策定委員会公募委員募集 関係団体へ推薦依頼
R元年5月			男女共同参画推進会議 男女共同参画推進懇話会
6月			策定委員会委員決定
7月	R元年第1回委員会 アンケート項目検討		
8月			職員・教員アンケート実施
10月			市民・事業所アンケート実施
11月		第1回部会 計画骨子(案)検討	
12月		第2回部会 計画骨子(案)検討	
R2年1月	R元年第2回委員会 計画骨子(案)検討		懇話会公募委員募集
3月			関係団体へ推薦依頼
4月			懇話会委員決定
5月			男女共同参画推進会議 男女共同参画推進懇話会
6月			計画案の作成作業
7月			各課ヒアリング実施
8月			政策調整会議
9月			政策会議
10月	R2年第1回委員会 計画(案)検討		
11月			連絡会議 計画(案)決定
11月～12月			パブリックコメント実施
R3年1月	R2年第2回委員会 計画の最終確認		
2月			連絡会議・計画決定
3月			計画書印刷

2 鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成 14 年 4 月 24 日告示第 38 号

(設置)

第 1 条 鎌ヶ谷市における男女共同参画計画を策定するため、鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) その他、委員会の目的を達するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民の代表者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画策定終了までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(以下略)

3 鎌ヶ谷市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

(任期：令和元年7月29日～令和3年3月31日)

区 分	氏 名	役職名等	備考
第1号委員 (学識経験者)	内海崎 貴子	川村学園女子大学教授	会長 部会長
	上田 智子	聖徳大学講師	副会長 部会員
第2号委員 (公募による 市民の代表)	芹澤 佐知子		
	藤本 勲		部会員
第3号委員 (その他市長 が必要と認め た者)	渡辺 善彦	鎌ヶ谷市人権擁護委員	部会員
	森田 和雄	鎌ヶ谷市自治会連合協議会	
	佐川 幸江	鎌ヶ谷市商工会	
	鈴木 和子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	
	太田 直美	鎌ヶ谷市校長会	
	平田 真裕美	鎌ヶ谷市国際交流協会	部会員

4 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 15 年 5 月 29 日告示第 60 号

(設置)

第 1 条 鎌ヶ谷市が男女共同参画社会づくりを推進するに当たり、広く意見を求めるため、鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 鎌ヶ谷市男女共同参画計画の推進に関する事。
- (2) その他、男女共同参画社会づくりに必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民の代表者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 懇話会は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

5 鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(平成29年10月1日～令和元年9月30日)

区 分	氏 名	役職名等	備考
第1号委員 (学識経験者)	内海崎 貴子	川村学園女子大学教授	会長
第2号委員 (公募による 市民の代表)	芹澤 佐知子	公募による者	
	藤本 勲		
第3号委員 (その他市長 が必要と認め た者)	石田 友和	人権擁護委員	
	山田 芳裕	農業関係団体	
	佐川 幸江	鎌ヶ谷市商工会	
	今村 喜和子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	
	太田 直美	鎌ヶ谷市校長会	
	有川 かおり	鎌ヶ谷市生涯学習審議会	
	平田 真裕美	鎌ヶ谷市男女共同参画関係団体 ネットワーク会議	副会長

(任期：令和2年5月26日～令和4年5月25日)

区 分	氏 名	役職名等	備考
第1号委員 (学識経験者)	上田 智子	聖徳大学講師	会長
第2号委員 (公募による 市民の代表)	佐藤 克己	公募による者	
	仲野 美和		
第3号委員 (その他市長 が必要と認め た者)	渡辺 善彦	鎌ヶ谷市人権擁護委員	副会長
	山田 芳裕	農業関係団体	
	佐川 幸江	鎌ヶ谷市商工会	
	今村 喜和子	鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会	
	太田 直美	鎌ヶ谷市校長会	
	石田 友和	鎌ヶ谷市生涯学習審議会	
	林 紅	鎌ヶ谷市男女共同参画関係団体 ネットワーク会議	

6 鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議設置規程

平成14年4月23日訓令第7号

(設置)

第1条 鎌ヶ谷市における男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の推進を図るため、鎌ヶ谷市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）に関する事。
- (2) 男女共同参画施策に関する施策の連絡調整に関する事。
- (3) 男女共同参画計画の策定に関する事。
- (4) その他男女共同参画施策に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市民生活部長をもって充て、推進会議を主宰する。
- 3 副会長は、市民活動推進課長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(協力要請)

第5条 推進会議の会長は、必要があると認めるときは、協議事項に係のある職員に推進会議への出席及び資料の提出等、協力を要請することができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び部会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

(以下略)

別表（第3条関係）

総務課行政室長
総務課人事室長
企画財政課企画政策室長
農業振興課長
商工振興課長
安全対策課長
障がい福祉課長
こども支援課長
こども支援課こども総合相談室長
幼児保育課長
高齢者支援課長
健康増進課長
教育総務課長
学校教育課学務保健室長
学校教育課指導室長
生涯学習推進課長
農業委員会事務局次長
消防総務課長
警防課長

7 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しな

ければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民

の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下略)

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並び

に次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

る。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力に

よって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ぜらるる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八

条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材

の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（以下略）

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、

及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合そ

の他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）

のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一

般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関

する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(以下略)

10 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画（かがやきプラン）
令和3年2月発行

鎌ヶ谷市 市民生活部 市民活動推進課 男女共同参画室
〒273-0195
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号
Tel : 047-445-1277
Fax : 047-445-1400